

高麗末から朝鮮初における武についての試論

須川英徳

はじめに

朝鮮王朝は、儒学なかでも朱子学を国の教学と定め、朱子学を修め科挙に及第した文官たちによって統治される文の国家であった、という基本理解が一般的であろう。それはいちがいに誤りとは言えないのだが、新王朝開創に至るまでに、多くの武人たちが歴史の舞台に現われては消えていったことについて、十分な説明はなされていない。高麗の十四世紀後半、中でも恭愍王、禡王の時代には、元との断絶、紅巾賊の大挙侵入、北元勢力との対峙と戦闘、さらに各地での倭寇や偽倭寇の跳梁によって、大小の戦闘が各地で慢性的に発生し、そこで戦功を立てた武人たちが中央の政治にも大きな影響力を有するようになった。のみならず科挙に及第して文官の官途に登った者たちさえも、軍士を率いて戦場に赴く時代であった。そのような激動のなかから東北面を地盤として台頭し、高麗末において最強かつ最大の直率兵力を有し、最後まで生き残った武人が、ほかでもない太祖李成桂である。

本稿では、まず15世紀朝鮮王朝の中央軍として最大の数を占め、かつ志願して試取の実技試験を受け、採用されれば俸禄が与えられるという意味で、職業的な兵士であった甲士について若干の検討を加える。そして、甲士を生み出した社会経済的土壌を考察し、さらに高麗末の慢性的戦乱と対外緊張の継続が、軍餉確保の問題を田制の問題へと拡大させたことで、結果として高麗の命運を武人の手に委ねる一因になったことを指摘しようと思う。

1. 朝鮮の軍制に関する一般的理解

周知のように、朝鮮王朝は、戸籍によって人々を把握し、そのほとんどが農民である良人男性にたいしては特定の労務に服す身役を課した。成人の良民男性を軍籍に登録し、彼らに軍役を賦課することで、常備軍を編制した。彼らは水軍や正兵などの軍役を負い、各地に設けられた水営、兵営、鎮などに配属される他、中央に上って勤務すること（上番）もあった。また、その役務の内容と必要な人数に応じていくつかの番次に分けられ、数か月ないしは一年などの期間を定め交替で服務（番上）した。他方、軍役に服していない戸は奉足（後には保人）として番上戸の生計を支援する役割を与えられた。しかし、倭寇が終息し女真の侵入も沈静化して軍事的緊張が緩和すると、このような軍事制度は変質していく。

15世紀末には番上を忌避する者が増加し、複数人から布物などを受け取って代役に立つ行為が発生した。農業経営の単婚小家族化と零細化が進行しつつある社会で、成人男性の労働力を長期間拘束されてしまう軍役負担は重い負担となっていた。他方、軍士を受け入れる営鎮の側でも、役価・番価として布物を納めさせることで実際のサービスを免ずること（収布放軍）が蔓延した。この布物は軍幹部の収入とされてしまった。いずれも不法行為であったのだが、このようにして発生した代役価もまた上昇したために、16世紀中宗代には政府が代役価を公定するに至った。その結果、代役の拡大と収布放軍という現状が追認されたことにより、定められた軍額にたいし服務している実数は大きく下回り、軍事訓練もまた疎かにされた。かくして、農民

を兵士として徴発し軍務に服させることを根幹としていた朝鮮王朝の軍事力は形骸化していった。そして、16世紀末における日本軍の侵入にさいして、ほとんど無力であった。

このような結果から見れば、そもそも、農民を徴発して兵士として訓練し、定期的に番上させること自体に無理があったことは明らかであった。王朝の支配層もまた同様の認識を共有したため、壬辰倭乱を経て17世紀に再建される朝鮮の軍制では、志願者に給与を与えて兵士とした。その財源として、一般の農民からは役布・軍布として綿布を徴収し、さらに三手米(射手・殺手・砲手すなわち軽装歩兵である弓兵・槍兵・銃兵に支給する財源として田地に課す税米)などを充てるものとした。さらに、兵士が番上しない日には別の生業に従事すること、製品販売の独占権を認めるなどすることで生活保障とし、少ない財源で必要な兵数を調達するものとした。

さて、朝鮮前期から後期にかけての軍事制度にたいしては、おおよそ以上のような理解が一般的であると言っても大きく的外れではないと思う。たとえば、朝鮮前期の貢納制、役制にかんする記念碑的大著である田川孝三『李朝貢納制の研究』(1964、東洋文庫)においても、第八編、第一章「身役の布納化」で、役負担が布納化していく過程を、史料を博搜して明らかにしている。その緻密な実証にたいして異議を唱えることはほぼ不可能であろう。

しかし、このような従来の理解は、国家による農民からの身役徴収、立役する者にたいする奉足や保などの経済的補償措置の実施、さらには身役の直接徴収から布納化という、巨視的な歴史の見通しのうえに立つものである。言い換えるならば、王朝権力が人民に賦課するさまざまな収奪形態の一つとして、そして、軍への服務もまた労働力徴発の一形態と把握したうえで、そのようにして成立する農兵制が朝鮮前期における軍事制度の主宗と理解することを前提としている。つまり、税制ないし役制の一分枝として軍制を理解する視点なのである。そのこと自体は誤りではないのだが、身役の一つとして軍役に動員される兵士、具体的には歩卒として服務する正兵や軍船に配置される水軍・騎船軍が、朝鮮王朝の擁した軍事力のすべてだったのかと問うならば、必ずしもそうではなかった。また、そのような兵士が朝鮮王朝の頼みとする精銳の兵種だったのかと問うならば、それもまた疑問がのこる。

2. 国王の爪牙、親衛兵としての甲士

そもそも朝鮮王朝の開創者である太祖李成桂は、騎射の名手として知られる。そして、彼が率いていたのは歩兵集団ではなかった。自在に馬を御し、疾駆する馬上から敵を弓で射る騎兵集団だった。そのような戦闘の技能は、徴募した農民を少々訓練したところで、習得可能なものではない。常日頃から愛馬とともに騎射の技を鍛錬してはじめて可能な武芸であったことに注意したい。

これは日本においても同様であり、平安時代末期から在地領主、開発領主として力を蓄えつつあった在地の有力者たちや、国衛の役人として赴任しながら土着化して国衛の兵などとして武芸を家業とした下級武官たちが、いずれも「弓馬」すなわち乗馬弓兵として武芸を鍛錬したことと軌を一にしている。彼らは在地の農業経営者でありながら、同時に国衛の職や武官職を有する職業的な武人でもあり、配下の兵士たちを率いて職務に服した。彼らは国衛の兵士として勤務したり、縁故を頼りに都に上って武官の地位を得たり、貴族社会の私的護衛などとして活動した。

日本の事例を挙げるまでもなく、騎射の鍛錬を専らとする武人集団が存在しなければ、李成

桂の率いたような乗馬弓兵集団は成立しえないのである。また、「弓馬」の語をもって武芸を意味する用例は「実録」にも頻出する。朝鮮においても騎射こそが職業的な武人の鍛錬すべき武芸だったのである。

さて、朝鮮王朝において、徴募された兵士からなる集団は正兵と呼ばれたが、志願して武芸の実技試験に合格して採用された彼ら乗馬弓兵は甲士と称された。正兵のなかにも騎兵として服務した者たちが五分の一程度の比率で存在していたのだが、ここでは甲士について見ておきたい。

朝鮮初期における甲士は、高麗末以来、李成桂が抱えた私兵集団に由来する。高麗末の李成桂に関わる記事には、親兵と記される兵士たちである。李成桂が王位に就いたのちにも、そのまま彼の膝下に留まり、直率の兵士として宮闕の警備と宿衛にあたっていた。太祖四年（1396）五月庚申の諫言を記した記事では、宮中で夜の宿衛にあたる甲士が、太祖の命によって宮中の庭で鐘や太鼓を鳴らして大声で誦経しており、その音声が都中に響いているという。太祖四年の十月には新都漢陽に遷都しているので、これは開城の壽昌宮でのことである。諫言では、甲士の誦経はなにとぞお止めくださるよう、とのことであった¹。また、甲士を率いて宮闕を出て、心の赴くままに狩猟に興ずることも諫言の対象であった。李成桂は遷都した後も甲士たちを率いて宮殿を出て漢江辺などで狩猟に興じるのだが（騎射による集団的な狩猟は、同時に軍事訓練でもある）、それもまたしばしば諫言される。とはいえ、狩猟にたいする諫奏は、太祖のまったく聴きいれるところではなかった。

さて、太祖李成桂とともに狩猟に興じ、夜中には鐘太鼓を打ち鳴らして誦経した甲士たちは、かつてはともに戦場を疾駆し生死を共にする戦友でもあった。明日は戦場に斃れるかもしれない武人として、さらには戦場で多くの人を殺してきた罪深い身として、仏を篤く信仰することが、心の救いだったと言ってよいだろう。日本の鎌倉時代の武士たちもまた臨済宗や浄土宗に篤く帰依していた。出陣して野営したときも鐘太鼓で誦経させたのかもしれない。即位した後も、それ以前と同じく麾下の甲士たちと軍事訓練を兼ねて狩猟に興じ、夜には管弦や誦経の音声を愉しんでいたのである。太祖と甲士たちの強い絆を感じさせる逸話でもある。

しかし、この諫言では、「仏に霊が有るとしても、どうしてこんな輩の誦経に感ずるところがあるでしょうか」と続ける。高麗のときに科擧及第し、そのまま新王朝に仕える儒者官僚たちの目には、武人である甲士など無知で下賤で卑しい輩でしかなく、そんな者たちが仏を賛仰したところで、仏は感応してくれるわけがないと断じたのである。この世に貴賤の差別があるように、仏による救済にも貴賤の差別があるというわけである。先祖伝来の家門を誇り、儒教典籍の知識をひけらかし、そのくせ上下の差別には殊更に拘泥する三流儒者の面目躍如たる言

¹ 「太祖実録」、太祖四年五月庚申（28日）条。諫官李臬らの上言。太祖自身が熱心な仏教信者であったことはよく知られているところだが、彼が作った新都漢陽は、本来は都城内の中心に寺院を配した設計であった。東西の大門を結んで都城内を貫く鍾路と、南の大門から北上する大路が交わる地点、すなわち都の中心には、興福寺の伽藍が位置していたのである。その鍾路の向かい側が鍾閣である。この興福寺は寺僧の不祥事のため第四代世宗によって廃されるが、第七代世祖によって円覚寺と名を変えて再興された。ついに第十代燕山君によって廃寺されて今にいたる。今日ではタブコル公園と称され世祖の建立した国宝第二号たる九層の石塔だけが、ここに寺のあったことを伝えている。現在の公園内で北西に偏した石塔の位置を考えるなら、かつての寺域ははるかに宏大であったと見てよい。

新たに建設された漢陽の新都では、中心に興福寺が造営されただけでなく、新宮殿である景福宮の正殿たる勤政殿では、しばしば大規模な法会が営まれた。のみならず、勤政殿内ではつねに僧に読経させていたのである（「太祖実録」太祖六年四月丁未条）。太祖の構想した新都漢陽は、儒者官僚の意図とは相違し、仏の加護を祈る鎮護国家の都だった。

いぐさである。朝鮮初には、それまでの政治的激動のなかで、高位を占めていた上流の門閥が誅殺もしくは没落し、著名な文人たちも多く排除されたために、突然に浮上してしまった小儒しか残っていなかったと言っても過言ではないだろう。宋代に生まれた新儒学、なかでも朱熹が大成した道学は、すべての人に天の理が備わっており、修養と学問によって誰もが君子たりうると説いた。しかし、朱子学を奉ずると自認する朝鮮初の儒者の多くは、人には生まれながらの貴賤があり、変えることはできないと考えていた。彼らの念頭にある儒学とは、経書を暗記し、四礼なかでも葬と祭を「朱子家礼」に従って墨守することであったとしても過言ではないだろう。それゆえに、上下の別や血筋の貴賤につよく拘るのである。

太祖六年には、「今、宿衛の任、幸いに甲士有り²」なので、地方から上番して宿衛の任にあたる軍士については、宿衛の任を解いて休養させたいとの上書が上げられている。つまり、つねに太祖の身边にあって宿衛するのは甲士の役割だったのだ。

定宗二年（1400）五月壬申の記事³では、宮中警備の甲士が、内甲士と外甲士に分けられていること、そして李成桂の故郷である東北面出身者が多くを占めていたことがわかる。東北面出身者の甲士は朝鮮開創後には李成桂のもっとも信頼できる兵士として宮中警備に当たっていた。さらに国王をもっとも身近で警護する内甲士は東北面出身者に限定された。もともとは李成桂と私的に主従関係を結んで私兵集団を構成し、ついで王子たちである李芳遠や李芳幹らの麾下へと配属された兵士たちだったことが明らかである。

第二次王子の乱⁴以後にも、かつて李芳幹の麾下にあった甲士がそのまま宮中警護に当たっていた。李芳幹との戦闘に勝利することで世子の地位を得た李芳遠は、それを危険視する献言を容れて、鎮撫所甲士三百名を罷免し、彼らの軍器・鎧・杖を没収している⁵。かつて李芳幹の麾下にあった甲士たちを身近に置くことには、危険が感じられたのである。そして、自分が世子の地位に就く以前から麾下であった者百名だけを残した。これは、甲士とその主との間には、たんなる職務上の関係を越えた主従的な紐帯が存在していたことを物語るものである。

甲士たちが宮中の諸門などを警備するにあたり、乗馬することはなかっただろうが、装備として甲冑をつねに着用していた。甲士たる所以である。世宗二十年（1438）、宮闕の警備や定められた儀式に臨席する王の警備の場合を除いて、講武や不時行幸のときは、甲冑の下に着用する衣服の色は青やそれ以外でもよい、と定めた⁶。服務に際しては甲冑着用だけでなく、その下に着る衣服の色も決められていたのである（色は東方を表す青か）。その点では国王が臨席する国家的な儀式における儀仗兵の役割も果たしていたことがわかる。

だいぶ後になるが、文宗元年（1451）には、夏の暑いときには、侍衛の軍士に鹿角弓を持たせてはどうかとの提言が上げられている。しかし、文宗は、俄かに鹿角弓を自弁するのは無理

² 「太祖実録」、太祖六年四月丁未（25日）条。

³ 「簡内甲士非係東北面人者、罷之、凡五十余人」。

⁴ 定宗二年（1400）、王妃とのあいだに男子がいない第二代定宗の後継をめぐる、四男李芳幹と五男李芳遠が開城市内で起こした軍事衝突。双方が動員した騎馬弓兵どうしの戦闘であった。敗北した李芳幹とその一党は処分され、李芳遠が世子に立てられた。命令によって出動した李芳幹麾下の甲士たちはとくに処罰されず、そのまま甲士として勤務していたことがわかる。

⁵ 「定宗実録」、定宗二年六月癸丑（20日）条。

⁶ 「世宗実録」、世宗二十年二月癸亥（9日）条。

だろうから、しばらくは木弓で代用してよいと述べている⁷。これは、それまでは角弓⁸を佩用していたのだが、角弓は夏の暑さと雨とで膠が緩んでしまう⁹弱点があったのである。それを、夏の酷暑の時期に限り、威力は落ちるが溶けにくい鹿角弓や木弓で代用させようということであった。彼らは甲冑を着けて角弓（と矢）を佩用し、環刀と呼ばれる肉厚で刀身の長い大型の剣を持して警備に当たっていたのである。まことに武張った出立ちである。

甲士たちは、太祖代においては、宮中の国王の座所でも甲冑を着け弓剣を帯して警護にあっていた。また、文武官たちも武装した護衛兵を連れて宮中に出入していたようだ。定宗元年の憲司からの上疏では、「宮中は至尊の所ではありますが、今の御座所は堀も低く、弓剣を帯びた者の出入りがはっきりなしで、警備の者も決まっておらず交替も決まっています。宮中の禁がこのようではいけません。今からは、中門の内は宦官に警護させ、中門の外は甲士に担当させ、諸公侯・内相のほかは王のお召しでなければむやみに出入できないものとし、従者の数は「経済六典」の規定に従い、武器の持ち込みを許さない¹⁰ようにしてはいかがか、と提案し、裁可されている。武器を携えた多数の護衛兵を引き連れてそのまま参内することが黙認されていたのである。朝鮮王朝が武人たちによって開創されたことを忘れてはいけない。高麗から引き続いて宮中に仕える者たちの目には、国王御座所近くにまで弓矢と剣で武装した臣下たちの護衛兵が出入する有り様は、武人たちの無秩序で猥雑な振る舞いとしか見えなかったであろう。このような上疎は、太祖に申し上げて容れられなかったはずである。だから定宗に代わったことを機に、旧弊を改めようとしたのである。

宮闕の中門より中の空間を警護するために、太宗七年（1407）十月には内禁衛が設けられた。内禁衛は太祖代から内上直の名前で存在し、衣冠子弟が番次による交代なしで勤務するものであった。人員は六十～九十名であり、世宗五年に試取規定が定められた。さらに、内侍衛を吸収したことで、同二十一年には二百名もの規模に達した。しかし、二十三年には以前のように六十名に縮小された。

内禁衛とは別に、太宗九年（1409）には内侍衛が設けられた。内侍衛は百二十名を三番に分けて勤務させた。しかし、はやくも世宗六年（1424）には内禁衛に統合されて内侍衛は消滅している。『経国大典』『兵典』の規定では、内禁衛は定員百九十で欠員が生じたときに試取するとされる。また、長番なので交替がなく、つねに勤務しなければならない。また、通兎職（勤務期間中にかぎり与えられる官職）であるが正三品から従九品まで全員に官位とそれに対応する武官職が授与される規定である。

他にも長番の軍事官衛があり、世祖代に設けられ王室に連なる親族を集めた族親衛、世宗即位年に設けられ功臣子孫を集めた忠義衛、功臣嫡長を集めた功臣嫡長などがある。これらはい

⁷ 「文宗実録」、文宗元年六月癸巳（26日）条。

⁸ 朝鮮の角弓は、桑などの木材の薄板を用いてC字型に成形する。次にCの字の内側全面に牛腱をほぐして薄板状にしたものを数回、外側全面には水牛角を薄く削ったものを貼り合わせる。弦を張るときはCを逆に反らせてW字型とする。各部材の接着には民魚（ニベ）からとった膠を用いる。桑材だけで作ると木弓である。朝鮮半島には水牛がいないので、水牛角の使用がいつからなのか、気になる場所である。すでに高句麗の古墳に描かれた狩猟図に同様の弓が描かれており（材質不明）、モンゴルや女真の用いた角弓とも相似形である。ユーラシアの狩猟民に共通する形式のようだ。

⁹ 「太祖実録」巻第一、辛禡十四年四月。李成桂が遼東への出兵に反対する理由を四つ挙げ、その一つが「時方暑雨、弓弩膠解、大軍疾疫」であった。朝鮮半島では陽暦では夏の七月と八月がもっとも降水量の多い時期である。

¹⁰ 「定宗実録」、定宗元年十二月丁酉（1日）条。

ずれも短期間の勤務日数で加階（官位昇進）が可能であり、国王の親族、姻族、功臣などの子弟に官位を与え優遇するためのものと言えるだろう。

これにたいし内禁衛は、衣冠子弟から採用され国王のもっとも身近で実際に宿衛する組織であった。太宗十年四月の記事では、「内禁衛はもっとも近くで警護するのですから、その人物を選ばなければなりません（略）。先祖を調べ、推薦者を確認したうえで近侍を許すべきです」¹¹と述べられ、同年六月には「内侍衛と内禁衛は私に他人について外出してはならない。今後は王命を奉じての使者であっても従っていくことは禁止し、宿衛を厳に行うように」と指示されてもいる¹²。ただし、衣冠子弟が内禁衛に採用されたとはいえ、弓射の武芸については練磨中だったようで、宮闕内での習射¹³が例外として認められている。太宗代は忠義衛、族親衛などが設けられる前であるので、おそらく、族親や功臣の子弟、名門子弟などが内禁衛に所属して国王のもっとも身近に置かれたのだろう。

さて、内禁衛、その前身である内上直の由来は、元の朝廷に存在したケシク（宿衛）が高麗でも行われたことに求められよう¹⁴。高麗王室の世子や名門の子弟が元皇帝のケシクとして大都に詰めていたのだが、それと同様な衣冠子弟による宿衛が忠烈王代以後の事元期の高麗でも行われたのである。恭愍王代においても、恭愍王二十一年（1372）十月に子弟衛を設置している。翌年三月の記事には「金興慶ら諸子弟は日夜在宮し、家に帰ることができない」のはよくないので、輪番で宿衛させてはどうかと母后に諭されている。十月には王が最愛の人であった魯国大長公主の眠る正陵で親しく祭祀を行ったときにも、「扈従する子弟衛は紅の衣服に黒の褌（皮衣）を着け、馬を馳せて前導した」と記される。この子弟衛は、ケシクの制度が恭愍王代にも行われたものと見られる。子弟衛は宿衛として王に近侍する護衛兵であると同時に儀式における儀仗兵でもあった。

ケシクは、元の制度として、良家の子弟を選抜して主君の近侍兼警護として仕えさせるとともに、為政者のあるべき姿などを实地に学ばせる薫陶の場でもあった。朝鮮開創後においても太祖から太宗代までは同様の制度が名前を変えて維持されていたと見てよいだろう。しかし、世宗代にいたって、内禁衛の試取規定などが整備されることで次代を担う子弟たちにたいする国王の薫陶の場としての意義も薄れていく。世宗即位年に内禁衛とは別に、功臣子弟を集めた忠義衛が新設されたことは、屋上に屋根を架すことに他ならない。世宗代を経て、『経国大典』編纂の時点では、身元が確かで武芸にも優れた者を集めたたんなる宮中警護組織になっていたのである。

それとは別に、高麗末から存在していた成衆愛馬が太宗即位年に廃され、代わって別侍衛が設けられた。世宗元年に二百名を四番に分けて勤務させ、成衆官とも称された。両班子弟や閑散人から試取するものとされ、世宗代半ばには三千名もの規模に拡大された¹⁵。このころには、国王の警護隊ないしは親衛部隊というよりも、京城に常駐する中央軍という性格に変わったようだ。

¹¹ 「太宗実録」太宗十年四月丁巳（21日）条。ただし、この上疏は実施されなかった。

¹² 「太宗実録」太宗十年六月甲子（29日）条。

¹³ 『高麗史節要』恭愍王二十一年十月、二十二年三月、十月の各記事。

¹⁴ ケシクをはじめとするモンゴルの諸制度と、それらの高麗での採用については、森平雅彦『モンゴル覇権下の高麗』、名古屋大学出版会、2013、「第四章 元朝ケシク制度と高麗王家」が詳細だが、同『モンゴル帝国の覇権と朝鮮半島』、山川出版社、世界史リブレット、2011、が、分かりやすい。

¹⁵ 『韓国軍制史 近世朝鮮前期篇』、陸軍本部、1968、71～72頁。

ところで、宮闕のなかで国王の身邊に侍して警護する組織が、事実上、内禁衛に統合されたことで、甲士が警備するのはその外側になったわけである。このような措置は、宮中の制度が整備されたことだけでなく、後述するように、甲士の出自がしだいに多様化し、太祖の時代のような主君との個人的な忠誠関係にあった軍士だけでなく、さまざまな地方出身者が官途への手段として推薦と試験によって採用されるように変化したことによるものと推測される。

甲士の身分は他の兵士とは大きく異なっていた。太宗元年（1401）十一月庚戌には、甲士が騎馬のまま各司官員が侍立しているところを通り過ぎた。その無礼を咎めた刑曹左郎がその甲士を捕縛させた。これにたいし太宗は、「甲士に罪があっても、有司が勝手に逮捕すべきではない。今、刑曹は王に請うことなく捕縛した。それは罪である」と述べ、逆に刑曹左郎を罪に問うた。甲士を捕縛するには国王の許可が必要であった。甲士はまさしく国王直属の親衛兵であり、王の爪牙とも言うべき特別な存在であった。

太宗二年には、太宗は趙英茂に相談し、各地の兵營などに所属する府兵から外甲士を補充することとし、彼らに騎射と歩射の試験を課して甲士に編入している。このとき、甲士の定員は内甲士五百、外甲士五百とされた。また、外甲士を率いる摠制に任じられた者は李敷、韓長寿、閔無咎の三名であり、いずれも長く付き従ってきた者たちである¹⁶。また、ここで名前が出た趙英茂とは、太祖に甲士として仕え、次いで李芳遠の麾下に移り、鄭夢周の殺害にも関わった人物であり、太宗に近侍する側近であった。同年六月には、三軍都摠制が置かれ、内甲士四百、外甲士六百を管掌することとなる。このとき内甲士は左右各二百、四番に分けられて輪番で入直し、外甲士は三軍各二百に分けられた¹⁷。翌太宗三年一月には甲士をさらに五百名追加している。

甲士の出自について個別の経歴が残っていないために、彼らの出自について詳しいことは不明である。しかし、太宗三年に起きた事件がある。奉常主簿河演がふざけて甲士の梁潔と金出に、「甲士の職なんて卑で汚で賤で辱なのに、世蔭の子弟がやる仕事かよ」などと嘲った。二人が仲間の甲士にそれを伝えると、甲士たちは憤って、演の奴を捕まえてなぜそのようなことを言ったのか、問いただしてやろうということになった。百官の朝会が終わって解散したとき、甲士李天生ら十数名が演と間違えて司憲府監察辛繼參に手をかけ、止めようとした司憲府の吏が殴られた。司憲府掌令李灌が甲士を捕えて司憲府官員に触れたことと吏を殴ったことについて供状をとった。これにたいし甲士五百人余りが司憲府による甲士の捕縛に抗議して宮闕の庭に集まったのである。「宮門爪牙之士」にたいしてどうして捕縛などということをするのか、司憲府の罪を問うべきだとの抗議である¹⁸。前に見たように、甲士に無礼があっても王の許可が無ければ甲士を捕縛できないのだ。太宗は、甲士を凌辱した所司の罪は、予が親しく問うから、これ以上は騒がないでほしい、と伝えさせた。それでも甲士たちの怒りは収まらなかった。李灌を呼びつけて、今後は勝手に甲士を捕縛してはならない、と命じた。幾日か後には、大司憲の連れていた吏と甲士が喧嘩したとの報告も上げられている。いずれ劣らぬ血気さかな武辺の者たちである。

この事件では、甲士の出自について、彼らを嘲った河演は、「世蔭子弟」と認識していた。思うに、罵られた甲士は年若く、太祖李成桂の朝鮮開創に付き従って功績があった者の子弟で、

¹⁶ 「太宗実録」、太宗二年四月辛未（19日）条。

¹⁷ 「太宗実録」、太宗二年六月癸亥（11日）条。

¹⁸ 「太宗実録」、太宗三年十一月丙申（22日）条。

甲士以外でも蔭職を得られるような者たちだったのであろう。また、王の爪牙と自認する甲士の職にたいし強い自尊心があり、五百人余りが集まったということから分かるように、同郷の者が多かったことも甲士どうしの連帯意識を強めたであろう。

再言になるが、甲士は、かつて李成桂の麾下にあった兵士たちであり、実戦経験も豊富な古参の精鋭である。加えて、その多くが東北面の出身者であった。しかし、朝鮮開創から十年以上が経過して彼らの年齢が上昇した太宗代には、徐々に世代交代が進んでいた。そのようなときに、世蔭子弟でありながらもあえて甲士を志望して入仕する者たちがいたのである。

太宗五年には、兵曹が甲士採用のための人材確保術として、京中の文武官や地方の守令にたいし、三品以下で武才のある者を推挙させている。それを兵曹と三軍府（三軍都摠制を改称）で試験し、甲士の欠員を補充することとした。まったく武才の無い者を推挙したら挙主を処罰するとも定めた¹⁹。身元の確かな者で武芸の腕が確かな者が推挙され、実技試験を経て甲士に補充されるのである。

このような出自と職務のために、番上にあたらなくても甲士は常に在京していた。その生活費ないし禄俸として布物などを支給され、それをもって食料を購入していたようだ。太宗二年四月には、甲士たちが太宗に申し上げるに、「臣たちは皆外方から来ていますので、食糧は市で買いますが、市の者は楮貨を用いません。願わくは、楮貨を官で粟と換えていただけないでしょうか」と述べている²⁰。生活費ないし給与として太宗が初めて発行した楮貨が支給されたが、それでは市の者が食糧を売ってくれないと言うのである。この記事は、そのために市における五升布の使用を禁止する、と続くのだが、甲士たちには布物や楮貨のような交換価値によって俸給が支給されたこと、彼らの出身地は米作地である南部ではなく、粟を主食とする北部の畑作地帯であることも伝えている。

また、甲士たちには彼らどうしがまとまって暮らす兵舎のような建物ないしは区画があったようだ。太宗五年（1405）十月には、三軍の甲士に材木や茅・草などの建築材料が下賜されている²¹。これは漢陽に遷都したときでもあり、それに伴って移動した甲士たちには建築材料を与え、都城内の空き地に自分たちの家舎を建てさせて住まわせたのであろう。他の官吏たちとは異なる特別待遇として特記されたものである。

太宗七年（1407）の兵曹からの啓では、「三軍の甲士は郷里を捨て親戚も捨てて侍衛に入充し、累年帰郷することもできないでおり、その心情が気の毒であります。今からは甲士が三年に一度帰郷できるようにし、父母が没している場合には墓参りの名目で同じように帰郷させてはいかがでしょうか」と述べている²²。この時点までは甲士である者は下番にあたっていてもそのまま在京していたことが明らかである。王の爪牙たる者は、勝手に帰郷などできなかったのだ。

さて、新規採用の甲士に課される実技試験は、歩射、騎射、騎槍の三種であり、武科とは異なり兵書の素養どころか識字能力さえ問われなかった。歩射は木箭の遠射である。距離180歩に届くことが求められた。1歩が周尺六尺すなわち約125cmであるので、180歩≒225mである。

騎射は左右に間隔をおいて並べられた的に、矢竹で作った片箭を用いて馬を馳せながら射る

¹⁹ 「太宗実録」、太宗五年三月乙巳（10日）条。

²⁰ 「太宗実録」、太宗二年四月辛未（19日）条。

²¹ 「太宗実録」、太宗五年十月丙戌（24日）条。

²² 「太宗実録」、太宗七年九月甲寅（4日）条。

もので、日本の流鏑馬に似るが、五つの的が左右にある点で大きく異なる。日本の弓は2mほどもある長弓であるため、用いる矢も長く、左手に弓を構えて右手で大きく引き絞る関係上、馬上で右側に射ることはほとんど不可能であった。それにたいし朝鮮の弓は1mほどの短弓であるため、引き絞る長さも短く馬上でも右側の敵を射ることができたのである。また、速射も可能だった。

騎槍は、長さ6m余り、重さ10kg余りの槍を構え、馬を走らせながら左右にある三つの的をその度ごとに槍を右脇、左脇と持ち替えながら突くものである。騎馬による敵陣への突進を想定した実技試験である。

これらの実技試験にさいし、武器類や馬を他人から借りた場合は不正行為とみなされ、杖百の罰を受けたうえ、水軍に送られることとされている²³。武器、武具、馬具、さらには乗馬を揃えることも経済的余裕がなければ難しいことであるが、要求される武芸もまた高度な騎射、騎槍の技能なのである。

太宗九年（1409）には、体力と膂力の試験も追加された。これは、甲冑を着けて武器を携えた完全武装状態で、二百歩（≒250m）以上の距離を全力疾走で走りぬけられるか否か、また、組討ちで対戦して三人以上を倒せるかを試験するものとされた。これに合格した者は、別の隊に編制することとした²⁴。これは、下馬して重装歩兵として戦闘する能力を試すものであり、騎兵としてだけでなく甲冑に身を固めた歩兵としての戦闘能力も要求されていたことを意味する。そもそも宮闕の警備に立つときは、騎乗していないのだ。

この甲士たちの装備はどのようであったのか。太宗十年、女真族の侵入にたいし、東北面出身の甲士150名が慶源（豆満江に面する朝鮮の最北端）に援兵として派遣されたときの記事がある。これは東北面敬差官尹夏、朴楸の復命である。両名が鏡城郡に滞在していたとき、龍城が襲撃されたとの報を受けて二十騎余りを率いて出動した（これは正兵の騎兵である）。二重の柵で防備された龍城の砦はすでに敵兵に包囲されており、城門を巡って尹夏らの兵と女真兵との激戦が起きた。砦からは援兵を出すどころか、「甲士は殆んど戦死した」との返事。たまたま青州の交替する戍兵（代戍兵、これもまた正兵である）二百騎が通りかかったので、それを援兵と思った敵兵は退却したという。

最初に援兵として派遣された甲士150名は、それまでにほとんどが戦死、負傷していた。その生き残りが龍城に籠城していたのである。尹夏らが龍城に駆けつける直前に起きた慶源での戦闘で、甲士たちは大損害を受けていた。それによれば、軍士戦亡者89名、奪われた馬120匹、鉄甲（鉄の鎧）24部、掩心（胸の中心部に鉄板を着けた革鎧）60部、紙甲（寒冷地で使用するため紙を張り重ねて漆を塗った鎧）18部、鉄冑67、帛冑（絹製の頭部防具か）47、鉄護項（首の後ろを守る防具か）13、槍97柄、長刀（太刀）20柄、角弓63丁、加達箭2600余を失っている²⁵。戦死した兵士の数と失った兵具類の数を考え合わせると、死傷した甲士たちの武器、甲冑と馬が略奪されたようだ。これらの装備を見ると、兵士たちは騎乗し、身には鉄製もしくは革製の鎧を、頭には鉄製もしくは布製の冑などを着用して防備を固め、武器として騎馬用の槍と角弓を、一部はさらに太刀をも携えた重装騎兵だったことが明らかである。しかもそれらは自ら整えた武器、武具だったのである。ここで、戦死者にたいし奪われた馬が多いのは、替え

²³ 『経国大典』兵典、試取、甲士。

²⁴ 「太宗実録」、太宗九年二月庚寅（17日）条。

²⁵ 「太宗実録」、太宗十年五月乙未（29日）条。

馬を戦場に持ち込んでいたためと推測される（慶源での民間人の被害と民間から略奪された牛馬は別途に報告されている）。甲士が伴っていた従者たちの損害については触れられていないが、軽量の防具である紙甲や帛冑を着用していたのは彼らかもしれない。

また、この戦闘の記事で注目されるのは、東北面では、甲士ではなくても、騎乗することが一般的であつたらしいことだ。尹夏が率いた兵は騎兵であつたし、青州の代戍兵200もまた騎乗していたことである。彼らは正兵として徴募された兵士たちである。東北面という土地柄のためか、正兵であっても騎兵もしくは騎乗して移動する歩兵であつたのだ。

このときの甲士には、僕従（従者）が250名付けられていた。彼らは武具を運んだり、馬の世話をするなどの雑用に従事したと推測される。当初は官で給養していたが、彼らは東北面に家がある者であるから、以後は戍兵と同様に食料は自弁させるように指示されている²⁶。この僕従たちは親衛兵である甲士の東北面出征にさいして近隣から徴発された者たちのようだ。ついでだが、各鎮で守りに就く戍兵もまた地元出身だったのである。

太宗十三年（1413）六月の記事²⁷では、足利義満を継いだ義持が無礼であるとの理由で、明が日本を討伐するとの皇帝宣諭の内容が朝鮮に伝えられたことを記す。いまだ正式な動員命令を受けたのではなかったが、朝鮮としては明の意向に従わざるをえない。朝鮮にも相応の負担が求められることを予想して、その対策がさまざまに論じられた。全羅道の漕運を中止して軍糧を備蓄することや、各地の兵船と武器を点検することなどが提案された。兵曹判書からは、甲士のなかには貧しくて馬や従者がいない者もいるようだとの指摘があり、各道で家が豊かかつ武芸の才がある者を調べて京に送るべし、との提案が出されている。幸いにも明の日本征討計画はそれ以上の進展を見なかったのだが²⁸、甲士たる者は、馬や武具、そして従者もまた自弁だったことを伝える。

すでに太宗四年（1404）には農地が少ない甲士には奉足が給されることが定められており、二三結以下には奉足二戸、四五結以下には奉足一戸、六七結以上には支給しないと定めた。また、支給される奉足戸は二三結の戸で、四五結の戸は支給しないとした²⁹。少なくとも六七結以上の耕地が甲士一人を調えるための経済的基盤として必要であるとの認識を示している。同様の経済的規模が認定されたのは騎船軍、すなわち兵船に戦闘要員として乗船する兵士だけである。騎船軍は必ずしも馬も用いるわけではないと思われるのだが（馬とともに乗船し、着岸上陸後には騎兵として戦うという可能性も考えられる）、糧食や武器・武具を陸上の兵士よりも多く準備する必要があつたのかと推測される。櫓を漕ぐのは水軍で、懲罰として苦役である水軍に充てられる者が多かった。各司に勤務する吏、徴募兵部隊の下級指揮官である隊長と副隊長、さらに郷吏・駅吏などは、一二結以下に限って奉足一戸を給し、三四結以上は支給しないと定めている。彼らの服務には甲冑や馬、馬具などの高価な装備は不要だったからであろう。

奉足の支給規定は、太宗十五年（1415）に耕地だけでなく人丁の多寡も加えて改訂された。三四結で人丁二三名以下の場合には奉足を二戸、五六結で四五名以下の場合には奉足一戸、十

²⁶ 「太宗実録」、太宗十年六月辛酉（26日）条。

²⁷ 「太宗実録」、太宗十三年三月己亥（20日）条。

²⁸ その前後の時期、明の永楽帝はしばしばモンゴルに親征しており、他方では安南（ベトナム）にも大軍を送り込んで短期間とはいえ直接支配を行っている。永楽帝は「コストを顧みず順逆をただす行動にでた」（荷見守義『永楽帝』、山川出版社世界史リブレット、2016、96頁）と評されるので、ベトナム・モンゴル方面の戦況によっては、日本に問罪の師を送ることは、十分にありうることであつた。

²⁹ 「太宗実録」、太宗四年五月癸亥（23日）条。

余結で七八名以上の場合は支給しないとされた。これは、他の兵種である別牌、侍衛牌（いずれも中央に所属）、騎船軍にも同様にすると定められた³⁰。太宗四年の規定よりも若干多くの耕地を認めたことになる。つまり、完全武装の騎馬兵一騎を調えるための経済基盤として、農業経営の規模は10結程度で、労働力である成人男性が7—8名（ここでは奴を含まない）は必要であると見ていたことがわかる。成人男性7—8人が一つの戸を為しているのは、親族・姻族関係にある3—4組の単婚家族が、共同労働で一つの農業経営を営んでいるという実態を反映するものでもある。そうであるなら、その中の複数人が弓馬の武芸を鍛錬することも可能であろうし、家奴も含めて2—3名の従者を引き連れて番上することもできただろう。世宗による貢法改訂以前である15世紀初めには、1結の面積は異積同税の原則を採用した14世紀高麗の規定を引き継いでおり、上田で約0.7ha、中田で約1.1ha、下田で約1.5haであった。また、1結の標準収穫量は朝鮮斗量で米20石（日本斗量でほぼ10石）とされた³¹。10結の農地を経営する戸から出された甲士とは、近世日本に類例を求めるならば、百石相当の知行地を拝領した馬上士ということになるろう。

しかし、世宗四年（1422）には甲士への奉足支給規定が改められ、二三結以下に二戸、四五結以下に一戸、六七結以上には給さないとされた。同時に奉足を受けられない者が他の名目で奉足の支給を受けることは不正行為として禁止するとも命じられている³²。どうやら奉足として給すべき戸が不足してきたようなのである。さらに、文宗元年（1451）の兵曹判書の啓では、黄海道、江原道、平安道、咸吉道では流亡した民が多く、留居している民が少ない、そのため軍士に奉足を給するところではない、と述べる。続けて、甲士には奉足二名（二戸ではない）を給したいのだが、もしそのように定めたら奉足を求める者が多すぎて支給できないだろうし、南部の三道においても同様であろう。ただし、同居する親族を奉足に認定するならば可能だろうと述べ、文宗も同意している³³。前王世宗がさまざまに軍士の定数を増加させたのにたいし、戸として把握できる留居の民が少なく、戸を単位に奉足を支給することが全国的に困難になっていたのである。複数の単婚家族によって形成される一戸のなかの一人が番上するときに、同じ戸内の正丁から二人を奉足の名目で徴募対象から外すというわけである。

ここで付言すれば、15世紀中ごろのこの時期には、一つの戸として把握される生活の単位は、いくつかの単婚家族を包みこんだ存在であり、そこには少なくとも三名の正丁を含んでいるという認識が述べられていることである。また、少しさかのぼった世宗四年には、奉足二戸を給すべき二三結を経営する零細な生活の単位も多く存在し、その場合には正丁は一名しかいない、と見られることである。さらには、留居する民が少ないために戸として把握できないとの指摘も注意される。推定であるが、零細な経営規模の人々は、しばしば移動を繰り返していたようなのである。経済生活をともにする単位としての戸（家族、ただし隷属民も含む）が、しだいに縮小ないし分解しつつあり、単婚小家族化する趨勢にあったようだ。

さて、すこし時期を戻すと、高麗最末期である恭讓王三年（1391）に実施された科田法では、官職・官位に応じて、第一科百五十結から第十八科十結までの差等を設けて科田が支給され、その田租相当の穀物を受給者の収入とすることが認められていた。このとき、軍士を養うため

³⁰ 「太宗実録」、太宗十五年十一月甲辰（11日）条。

³¹ 六反田豊『朝鮮王朝の国家と財政』、山川出版社、世界史リブレット110、2013年、16—18頁。

³² 「世宗実録」、世宗四年十二月乙酉（2日）条。

³³ 「文宗実録」、文宗元年六月癸巳（26日）条。

に軍田の名目が設けられ、本田の多寡に応じて10結あるいは5結を給するものとしている³⁴。この面積の違いは騎兵と歩兵の違いに由来すると見られる。さらに太祖七年（1398）には軍田の田租を免じる措置が取られている³⁵。ここで注意されるのは、科田法では科田受給者が自ら田租相当の穀物を科田の佃戸から徴収する権利を認めるものであるから、そこにさらに田租を課すことは制度上の矛盾が生じることである。地方に設置されて軍士たちに支給された軍田は、他の科田とは性格が異なったことが想定されるが（すなわち、収租権なのか所有権相当の占有権なのか）、その議論には立ち入らないでおこう。

ところが、太宗九年（1409）には、軍田を支給された者たちが年老いてしまって兵士として使い物にならなくなった一方で、実際に軍務に服している者には軍田が支給されていない、よって、各道の軍田は軍資に付属させ、田租を公収して水軍に給すべきだ、との提言が上げられている。以後、軍田支給にかんする記事もまた見られなくなる。この提言に先立って上述のような奉足の支給が実施されていたので、軍田名目の田地を個人に支給すること自体が停止されたようだ。軍田を受給した者が、必ずしも子弟を軍士として育成したのではないことも読みとれる。

さて、10結程度が重装騎兵たる甲士一人を整えるに必要な経済規模であると見做しうるとすれば、逆に、10結あるいはそれ以上の規模で農業経営をしているような、ある程度富裕な家では、複数の馬を飼い、騎射などの武芸を鍛錬することが多かった、ということになる。すくなくとも、14世紀後半の高麗末から15世紀半ばまでの朝鮮初においては、そのような人々が存在し、重装騎兵の供給源となっていた。

3. 地方軍の精鋭兵としての甲士

ところで、軍隊をどのような兵種で構成するのかという問題は、編制する権力主体の在り方に大きく左右される。のみならず、近代以前においては、その時点における武器や武具などの生産技術、敵対する集団の戦術と戦技、戦技の伝授と継承、そして兵員を提供する社会の階層構成や生計をとにもする家族・親族集団の構成など、さまざまな要素が絡まっている。

朝鮮初期において、軍籍に登録された者たちの武器、武具は、すべて自弁であったと言ったら意外に思われるだろうか。農民を徴募して兵士に立てるのだから、武器、武具は官給なのだろうと漠然と考えているのではないだろうか。実は、甲士の場合だけでなく、一般の軍士もまた武器、武具は自弁だったのである。世宗元年（1419）十二月の記事では次のようである。

全羅道都節制使が啓上した。「道内の諸色軍丁（諸兵科の兵士）は全員が、軍器・衣甲を私備しております。ところが甲士と別牌だけは私備していません。彼らは上番するときそれぞれの軍器監から渡されているようです。彼らが下番して故郷にいるとき、もしも敵侵入の警報があれば、何も持たずに敵に向かうしかありません。前日、対馬島に東征したとき、諸色軍士は皆が皆、軍装を持参しました。甲士と別牌らは、船軍から軍装を取り上げて用いました。まことに不都合であります。甲士と別牌にも軍装を私備させて、下番のときには厳しく点検を加えて、不慮の事態に備えさせるように、命じられますことを請うものです」。上王である太宗は之に従えと判断し、そのように施行することを諸道に命じ

³⁴ 『高麗史』 卷七十八、食貨一、恭讓王三年五月条。

³⁵ 『太祖実録』、太祖七年十二月癸卯（1日）条。

られた。³⁶

この記事では、癸亥東征（日本では「応永の外寇」）に従軍した各種の兵士は、武器、武具を自ら準備していたことを伝えている。武器だけでなく衣甲（「蒙古襲来絵詞」に描かれる、牛革でつくられフードのついたロングコートのような兵衣か。その下に着用し胸の急所を守る鉄板が掩心）も自弁だった。武具を私備していないと指摘された下番中の甲士たちは、武器、甲冑、馬具や馬を、実は自弁して宮闕の警護に当たっているのだが、下番にさいして武器と甲冑はそれぞれの軍器監に預けて帰郷していたのである。それでは、突然の召集に役に立たないとのことで、下番中であっても自宅に相応の武器や武具類を調べておくことが求められることになったのである。武器や武具の調達に堪えて二重の負担が課せられたことになる。

甲士の定数は太宗八年十月時点で1500名であった。このときさらに1500名を追加しようとしたのだが、彼らに支給する禄の財源の都合がつかず、各軍の隊長・副隊長を600削り、さらに文官の禄を削ることで500名の財源を捻出し、2000名とした³⁷。ついで太宗十年四月にはさらに1000名を追加して3000名とした³⁸。在京する甲士たちは、多くが品階と武官職を連見職（番上期間に限り与えられる官職）として受職しており、そうでない者も食料を支給されていた。番上甲士の定員を増加させることは、その数が多いために、ただちに財政支出の増加になったのである。そのため、中央の精鋭軍としての甲士を増加させるためには、常時必要な番上数以外を下番させることで俸禄支給の増加を抑えるしかなかった。そのような下番中の甲士が、地方軍の精鋭兵として活用されるようになった。

下番中の甲士を地方軍に動員するのは、慶尚道でも行われる。世宗三年（1421）十月の慶尚左道兵馬都節制使の啓では、「今、倭賊が海中に出没しておりますが、道内の軍官は水軍処置使の所属なので、水営所属は400人しかおりません。下番甲士と各種軍丁を召集して各地の要害に駐屯させることを請います」³⁹とある。道内の将兵の大部分は水軍、騎船軍に充てられているようで、海辺の拠点防衛強化のために下番甲士他の兵士を動員したいとのことである。世宗は「予め士馬を選んでおき、もし賊変があれば徴集して掩捕するように」と命じた。甲士は下番中であっても、緊急出動に応じることになった。下番して慶尚道に在留する甲士の数は、百名にも満たない数だっただろうが、彼らの精鋭兵としての戦闘力が期待されたようだ。

世宗二十二年（1440）二月には3000名を追加して甲士定員を合計6000名とした。このような甲士定員の増加は、甲士の役割が、王の親衛兵として宮闕警護、行幸警護にあたる精鋭という当初の性格に変化が生じてきたことを示す。また、すでに見たように、甲士の出身地もまた、東北面ばかりではなく、全羅道や慶尚道などの南部にも拡大していたことが明らかである。

甲士が歩射、騎射などの実技試験に合格した武芸練達の武士であることには変わりが無かったのだが、世宗二十二年（1440）に3000名を追加し、6000名と倍増したときの兵曹の説明によれば、彼らを六番1000名ずつに分けて、順次に六か月上番させ、下番期間である三十か月は住居に近い営鎮の軍籍に登録させ、緩急のときには営鎮の兵力として出動させるというものである⁴⁰。国王の爪牙として宮闕と行幸の警護にあたる甲士は、定員の1/6でよいとされ、下番

³⁶ 「世宗実録」、世宗元年十二月丙戌（16日）条。

³⁷ 「太宗実録」、太宗八年十月辛丑（27日）条。

³⁸ 「太宗実録」、太宗十年四月丁巳（21日）条。

³⁹ 「世宗実録」、世宗三年十月戊申（19日）条。

⁴⁰ 「世宗実録」、世宗二十二年二月己卯（6日）条。

中である5／6の甲士は地方における精鋭兵としての役割が期待されたわけである。

精鋭兵たる甲士の定員は、その後も拡大し『経国大典』では14,800名の多きにいった。ただし、女真族と接する西北と東北の両界にはそれぞれ3,400名、計6,800名が配置され、彼らは京城に上番することなく、地方の精鋭兵として勤務するものとされた。また、残り8,000名の甲士は五番に分けられ六か月間の上番と定めた。宮闕警備には1,600名が、両界すなわち平安道・咸吉道ではそれぞれ680名が番上する計算になる。すでに見たように、下番期間にあっても近隣の営鎮に登録され、武器と甲冑、馬などを備えていつでも出動できる態勢を整えているものと定められたことを考えるなら、総定員14,800名とはいえ、13,200名は地方軍の兵力ないし予備兵力になっているわけである。

4. 重装騎兵から重装歩兵への変化

甲士に求められる武芸にも変化が生じた。世宗二十五年二月には、歩甲士がはじめて試取されることになった。身長八尺（周尺で166.5cm）以上と体格基準が定められ、歩射と騎射に加え、甲冑と弓箭、環刀を身に着けた完全武装状態で三百歩の距離（≒375m）を走りきる体力が要求された⁴¹。歩甲士との呼称であるが、騎槍は試験から省かれながらも騎射での三矢一中以上が求められている。五つの的にたいし三射以上、命中は一つ以上であれば合格ということである。名人芸のような騎射術や乗馬術は求めないという基準なのだ。つまり、この新たな兵種である歩甲士とは、騎乗して移動しつつ、甲冑に身を固め優れた体格と体力を利用して刺突・打撃武器（太刀・剣だけでなく朝鮮では鉄槌も用いられた）を用いて敵歩兵を圧倒する重装歩兵として戦うことが求められる兵種であることが分かる。野戦においては、弓箭による射撃戦だけでなく、下馬して重装歩兵として敵陣を突き崩すことが期待される兵士たちである。また、城塞に拠って城門や城壁を守備する兵士としても力を発揮するはずである。

世宗三十年（1448）には、歩甲士と並んで銃筒衛が取才されている⁴²。銃筒とは青銅製の筒に火薬を装填し、石弾や鉄弾、あるいは小さな石弾・鉄弾を散弾として発射したり、鉄箭や鉄の鎌をつけた木箭を一発もしくは四発・八発を同時に発射する火器である。後に文祿の役（壬辰倭乱）にさいして日本から伝わる火繩銃ほどの命中精度は期待できなかったが（そもそも銃筒には照準器具が付いていない）、一度の発射で複数の箭や鉄丸などを発射できること、命中したときの衝撃力が強いことを期待された兵器である。

世宗代には火器の製造と実用化が鋭意進められ、平安道の鎮には火砲軍が配属され女真との戦闘に投入されたりもしていた。ただし、導入当初は射程が短く効果的な使用法も確立されていなかったようで、弓矢にたいする優位を確立できなかった。さらには、火砲の鑄造原料となる銅が朝鮮に産出しないことや、火薬原料である硝石と硫黄の不足もまた火器導入の隘路であった。ようやく火薬原料問題が解決し、火砲や発射体もまた改良されて射程が伸び、既存の火砲をすべて回収して改鑄するにいった⁴³。

かくして、世宗二十七年（1445）に銃筒衛が2,400名をもって設置され、奉足と月俸が与え

⁴¹ 「世宗実録」、世宗二十五年二月己中（3日）条。

⁴² 「世宗実録」、世宗三十年一月乙卯（28日）条。

⁴³ 『韓国軍制史 近世朝鮮前期篇』、陸軍本部、1968年、第三章第一節「火薬兵器」。

られる兵種とされた⁴⁴。彼らは三番に分けられて六日ずつ交代で番上した。番上のたびに銃筒と火薬を支給され、下番にさいして返却するものとされた。火薬の紛失や流出が危惧されたため、自宅での保管は禁じられた。その三年後にはさらに1,600名を追加採用する。最初に採用した兵士たちへの銃筒教練がうまくいったようだ。甲冑にかんする項目は無いが、五十斤(22kg)の重りをそれぞれの手に持って七十歩の距離を行けることが試験されている。銃筒とそれに付属する発射体、火薬その他などを運搬する体力が必要だった。彼らは軽装の歩兵として服務することになったであろう。

この世宗三十年九月には火炮技術の集大成とも言うべき『銃筒謄録』が印刷され、各地の節制使などに配布されている。当時は女真や倭人に流出させてはならない軍事機密扱いであった。これによれば、従来の銃筒は重く大量の火薬を用いたうえに、射程距離が200~500歩(≒250~625m)に過ぎず、弓矢に劣ったという。しかし、改良を重ねた結果、軽量で火薬の必要量も少なく、射程距離が400~1500歩(≒500~1875m)にまで伸びたという⁴⁵。射程距離については俄かに信じがたい数値だが、弓矢よりも射程が伸びたことは確かであろう。弓矢の歩射で試取するときの合格基準が230歩(287.5m)を超えることであるから、当たるかどうかは別として、小型軽量の矢を角弓によって高初速で発射する朝鮮の弓は最大射程が300m近かったのである(高く打ち上げたほうが重力による落下速度が加速されて威力が増すが、射距離は短くなる)。その射程距離を上回ることは新兵器としての銃筒に求められる必須の性能だった。一発必中ではなく、敵からの弓矢が届かない遠距離から、短時間に大量の発射体を敵陣に撃ち込むという面制圧の兵器なわけである。また、効果的な使用には大量に配備しておくことも必要である。

ただし、銃筒の欠点として、次発装填に時間がかかること、雨天の野外では使用できないことに留意したい。まず、弓矢よりも次の発射までの時間がかかるので、開けた戦場において騎兵のように移動速度が速い敵に対するには不向きな兵器である。馬は人よりも速く走るので、300mを駆け抜けるのに30秒とかからない。500mの距離で発射しても、次発を装填している間に敵兵が自陣に殺到してしまうのだ。また、予め装填した銃筒を大量に用意するとしたら、運搬する重量が過大であるだけでなく、運搬中に発射体や火薬がこぼれたりして、たいへん危険でもある。むしろ、ロケット花火のような火箭のほうが比較的 safely に運搬できたはずである。さらには、予め装填しておいても、ただちに発射しなければ、湿気を帯びたり、野外で雨に曝されたりして使用不能になる。世宗が開発と配備に力を入れた銃筒は、歩兵対歩兵の野戦でも数回の発射がせいぜいであったろう。そのような事情から、銃筒は城塞を盾としての防禦戦での使用を想定した兵器なのである。世宗の思い描いた銃筒の使用場面は、幾重もの柵に守られた城塞の胸壁から、侵攻してきた女真族の集団に向けて多数の銃筒が一斉に放たれ、無数の鉄箭が敵兵を薙ぎ倒すというものであったろう。

このように、銃筒は歩兵の武器として製造され、それを扱う兵士もまた別途に徴募されたのだが、文宗即位年(1450)には一部の甲士に銃筒を配布している。これは平安道嘉山以北で甲士・正兵から武才のある者百五十人を選び、その中の三十人には銃筒も支給するものとした。彼らは前方の哨所に配備されるのである⁴⁶。本来、重装騎兵であった甲士は、城塞を守備する

⁴⁴ 「世宗実録」、世宗二十七年七月庚寅(18日)条。

⁴⁵ 「世宗実録」、世宗三十年九月丙申(13日)条。

⁴⁶ 「文宗実録」、文宗即位年六月丁亥(15日)条。

精銳歩兵としての任務に充てられるに至ったのである。

5. 武人を志願する人々

さて、ここまで甲士を中心に縷々朝鮮初期の兵士について述べてきた。これは特定の兵種についてのことなのだが、彼らは自ら望んで試験を受けて兵士になった者たちである。しかも彼らは馬と馬具、武器、甲冑を自ら備え、数名の従僕を連れて従軍する重装騎兵であった。それを調えるには、複合家族による10結ほどの農地経営が必要であると王朝側も認識していた。武将としての李成桂の麾下は、そのような経済的な基盤のうえに成立した重装騎兵たちであった。李成桂が辛禡九年に献じた「安辺之策」では、三家を一戸となし、百戸を統とするとあるが、彼の念頭にある一戸とは、十結程度の田地を有し複合家族で7—8名の成人男子を含む、そのような一戸だったと思われる。

李成桂とその部下たちの関係は、指揮官と兵士という関係を越えて、個人的な忠誠関係によって結ばれる主従制的な関係ともいうべきものであった。ただし、忠誠と従軍の代価として領地が与えられるのではなく、武官の官職と禄俸、そして武人としての荣誉が与えられるのである。甲士の場合は従四品の実職を最高として去官と定められていた。とはいえ、朝鮮王朝開創以前から李成桂の麾下にあった武人たちのなかからは、李成桂の官位官職の昇進にともない、彼に引き立てられて高位高官に登った者もいた⁴⁷。その後の朝鮮王朝の原則としては、武官として採用された者はあくまで武官として昇進することになるが、高麗末から朝鮮初においては千戸、万戸などの武人として官途に昇り、後に文官職を授けられ、朝鮮初には吏曹判書、右政丞などを歴任する者もいた。逆に、科挙に及第して官途に昇った者が、兵馬使、元帥などに任じられて軍を率いて巾巾賊などと闘った事例も多く見出せる。太祖の率いた武人集団から後に高位文官職に就任する者が出て当時としては当然であったのだ。権力中枢にいる高官に甲士として侍することは、能力と機会、そして武運に恵まれるなら、立身栄達のまたとない手段であった。

代々武人を出してきた家門のなかから、文科及第する者もでてくる。文宗元年（1451）の記事では、永興判官金處礼が文宗と次のような会話を交わしている。「お前はかつて武芸を習ったか。答えて申し上げるに、臣は武人の子ですので、少しばかり弓馬を習いました」⁴⁸。文宗は彼に咸吉道で軍糧確保のために屯田を実施させようと考えて赴任前に引見したのである。彼は文科及第でありその後世祖に重用され、武にも通じた文官として兵曹参議、礼曹参判、謝恩使などを歴任した。しかし、世祖十一年、実兄金處義が関わった謀反事件に連座し、本人は兄とは疎遠で事件に関わっていなかったにも拘らず、済州の官奴に落とされた。金處義は世祖の奪権に従い靖難功臣三等に列せられ延山君に封じられた武人であった（謀反事件で処刑、功臣号

⁴⁷ たとえば、「太宗実録」総書、恭愍王十九年（1370）の条には、遼東に遠征した李成桂に降伏して臣従した者として、元の東寧府に出仕していた李原景、李天祐らの武人が挙げられている。また、「定宗実録」定宗二年七月乙丑では、微賤な身から引き立ててやって功臣、宰相にまで至らせた恩を裏切った（第一次王子の乱で李芳遠〔後の太宗〕らの側に立った）者たちとして、李天祐、趙温、趙英茂、李茂らが太祖に罵倒されている。李天祐は、庶兄李元桂の子で右政丞、吏曹判書などを歴任。李原景は檢校門下府事に昇り、子の李仁和とともに高級武官として咸吉道吉州周辺に勢力を築く（李施愛は原景の孫）。趙英茂は李芳遠の麾下となり鄭夢周殺害に関与、太宗の下で右政丞などを歴任する。李茂は王子の乱では李芳遠に助命され、太宗の下で右政丞などを歴任する。

⁴⁸ 「文宗実録」、文宗元年二月辛未（2日）条。

を取り消された)。その弟金處礼のように文科及第の文官であっても、「臣武人之子」という自意識を持つ者もいたのである。

この金處義、金處礼兄弟の家系は、高麗から続く武人の家門である。まず、彼らの父金孝誠は世宗に仕えた武人であるが、戸曹参議、中枢院副使、兵曹参判、兵曹判書、咸吉道節制使などを歴任し、首陽大君の奪権に参加し端宗元年十月に靖難功臣一等に列せられている。父子ともども一等と三等の功臣に列せられたのだ。彼らの祖父金南秀は、世宗五年一月の卒記に享年七十四とされるので、1350年生まれであり、恭愍王代に玄化寺真殿直として出仕していた。恭愍王代には玄化寺にかんする記事が無いのだが、それ以前の記事では玄化寺には国王夫妻がしばしば訪れている。その宿衛として官途に昇ったと見てよい。時期的に見て、すでに触れた恭愍王二十一年（1372）に設置された子弟衛、もしくはそれに類する衣冠子弟を集めた宿衛組織であろう。朝鮮の太祖代には兵馬使に任じられ、吏曹・礼曹・兵曹などの典書、さらに知議政府事に昇っている。また、太宗八年二月には太上王李成桂が避病のために金南秀の邸宅に宿泊している。太祖、太宗の信任を受けていたのである。そして、曾祖父は密直副使を務めた金乙珍であるとする。高麗末には武人として金乙宝、乙鼎、乙貴などの名が出てくるが、同族であった可能性がある。なお、金處礼の処分について、斬刑に処されるところを世祖が直前に助命し、なんとか彼への処罰を免れさせようとした。しかし、謀反事件主犯格の兄弟であるために、如何ともできなかつたと記録されている。

ところで、すでに見たように、東北面の防衛では甲士にかぎらず、正兵として徴募された者たちのなかから騎兵として従軍する兵士がいた。甲士として都で長期間服務するよりも地方軍の兵士として服務することを選んだ、あるいは甲士に志願するための推挙を得られなかったなどの理由で、甲士にはならなかったが甲士同様に騎兵として正兵の軍務に服した人々、すなわち甲士たちと社会経済的な母体が重なっていると推定できる人々である。そうだとすれば、甲士の存在は騎兵として服務できる一定の社会階層の存在によって支えられていたことになる。彼らは騎射による狩猟を、一種の娯楽として、また、生活の糧を得るための一手段として、日常的に親しんでいた人々でもある。

成宗元年（1470）、永安道⁴⁹觀察使からの啓によれば、永安道では儒教教育を行う目的で各郡県に設立された郷校に儒生が集まらず、建物も頽廢しており、教授に人を得ていないとのことである。この地方の風俗は、「一に強悍をもって俗となし、弓馬を業と為しており、学問のことは、父兄も子弟に教えないし、子弟もまた自分のすべきこととは思っておりません。文筆は名前を書けるほどならば、土官職を得られれば幸いだ、とか、力が弓を挽くほどならば、甲士に充てられれば満足だ、というありさまであります」⁵⁰と実情を報じている。

この觀察使からの啓は、永安道の風俗が学問を重視していないこと、その対策として郷校における儒学教育を改善し振興すべきである、さらには風俗を変えることで李施愛の乱（1467）のような武人の反乱事件の根をたちたい、という趣旨であるから、それなりの誇張はあるだろう。とはいえ、「一強悍為俗、弓馬為業」という指摘には留意したい。觀察使の赴任地は太祖ゆかりの地である永興に置かれており、まず永興郷校に奴婢と学田を付属させて運営改善を図ることを認めていただきたいというものだからである。觀察使のお膝下である永興の郷校でさ

⁴⁹ 東北面は咸吉道であったが、咸吉道吉州の土豪であった李施愛の乱（世祖十三年五月一八月、1467年）への事後処分として、成宗元年（1470）二月に咸興が郡に降等、吉州もまた道の呼称から外された。代わって府に昇格した永興にちなんで永安道と改称される。燕山君四年（1498）に咸鏡道と改称。

⁵⁰ 「成宗実録」、成宗元年六月壬戌（15日）条。

[表] 禰王二年（1376）における各道の騎兵・歩卒数

	騎兵 a	歩卒 b	a+b	a/b	(参考) 1362年の兵数
楊広道	5,000	20,000	25,000	0.25	10,000
慶尚道	3,000	22,000	25,000	0.14	11,000
全羅道	2,000	8,000	10,000	0.25	10,000
交州道	400	4,600	5,000	0.09	
江陵道	200	4,700	4,900	0.04	
朔方道	3,000	7,000	10,000	0.43	三道併せて10,000
平壤道	600	9,000	9,600	0.07	0
西海道	500	4,500	5,000	0.11	丁社全員
全国	14,700	79,800	94,500	0.18	41,000+ a

出典：『高麗史』卷八十一、兵志一、禰王二年八月条。(参考)は、同書恭愍王十一年八月条。

備考：楊広道は後の朝鮮時代における忠清道+京畿道中南部にほぼ相当。後の江原道で太白山脈の西が交州道、東が江陵道にほぼ相当。朔方道は東北面とも称され、後の咸鏡道にほぼ相当。平壤道は西北面とも称され、後の平安道に、西海道は後の黄海道にほぼ相当。

えそんなものだったのだ。士官職や甲士に充てられる階層は、その地域でも比較的富裕で経済的余裕のある在地農業経営者でもあり、それは南部地方であれば儒学を学んで科挙に応試するような階層でもあったのである。そのような人々が、学問には関心がなく弓馬の武芸を重んじていたわけである。李施愛の家もまた祖父李原景が李成桂に帰服して以来の武人家門であった。

[表一] に、禰王二年に報告された各道の騎兵、歩卒の数を示した。騎兵/歩兵によって、騎兵と歩兵の比率を計算すると、全国平均は0.18であり、歩卒5～6名にたいして、騎兵1名の比率である。楊広道と慶尚道はそれぞれ25,000名の兵士を数え、募兵基盤となる人口が多かったことを示す。交州道と江陵道は併せて今日の江原道にほぼ相当する山がちの地域であって、騎兵だけでなく、全体の兵数もそれぞれ5,000程度と多くない。人口自体が少ないようだ。なお、恭愍王十一年の兵数と比較すると、十数年の間に二倍以上に膨らんでいることにも留意しておきたい。

騎兵の比率が高いのは朔方道で、0.43と飛びぬけて多い。この朔方道すなわち東北面が李成桂の根拠地であった。楊広道と全羅道は0.25と平均を越えるが、楊広道は京畿に近く権門勢家の地盤でもあったことから、全羅道は馬の産地である済州島を含んでいたことから、それぞれ騎兵の比率が高いことを説明できるだろう。慶尚道では騎兵比率は低めだが、歩卒22,000名と全体の兵数が多いためであり、騎兵だけでも3,000を数える。騎兵として従軍できるだけの経済力のある階層が厚く存在していたことが分かる。彼らの後孫たちが嶺南の儒林であろう。

意外にも、平壤道すなわち西北面は、歩卒9,000名を数えながらも、騎兵はわずか600名である。北元残存勢力や女真などの騎兵を主力とする軍勢の襲来にたいして、機動戦を挑むどころか、重要拠点に立て籠もって防備するのが精一杯な兵数であり、たやすく奥地までの侵入を許してしまう状態だったと言わざるをえない。紅巾賊侵入などの度重なる戦乱によって、西側の陸路による侵入路にあたる西海道と平壤道は荒廃し、人口も減少していたものと推測できる。精鋭騎兵を有する東北面でも、恭愍王代には、李成桂直率の親兵が西北面などに出動していると、その隙をつかれて敵兵の咸州などへの侵入を許してしまうこともあった。李成桂と納哈出

の戦闘場面に描かれるように、東北面に侵入する敵兵もまた機動力を誇る騎兵が主力だったのである。

東北面における強悍を重んじ弓馬に親しむ慣わしを土台にして、李成桂は精悍無比な騎馬弓兵集団を自己の軍事的政治的基盤に持つことができた。そして、対紅巾、対北元、対女真、対倭寇などの数々の戦闘で輝かしい勝利を収めることができた。また、度重なる激戦で配下の將兵に死傷者がでても、東北面に根拠地を有するという地の利から比較的容易に新たな騎馬兵を補充できたであろう。また、降伏した敵將と士卒は、そのまま彼の麾下に組み込まれて駐屯地ないし根拠地を与えられたと見られる。降伏した李原景は吉州に地盤を築き、早くから李成桂に従った趙仁璧は北青の千戸になっている。女真千戸として来投した李豆蘭もまた北青に居を得ていた。禡王八年に所管人民とともに来投した金同不花は、海陽（吉州）万户の地位にあったので海陽が根拠地であったと推測できるが、来投後にはそれよりも南の禡魯兀（端川）の地に移されている⁵¹。しかし、翌年八月に胡拔都が東北面に侵攻すると端州副万户の任にあった金同不花は彼に内応している⁵²。来投してきた者にたいしては、その麾下の者たちも含めてそのまま一部隊として李成桂の麾下に編入され、養兵のための根拠地を与えられていたことがわかる。

東北面出身者としては、想像もつかないほどの高い地位に昇った李成桂の麾下に入ることで、自らの立身出世の機会を攫もうとする者たちも多かったはずである⁵³。朝鮮開創後に甲士と呼ばれる重装乗馬弓兵たちは、高麗末期の社会情勢のなかで、李成桂の麾下となって武人の道を選んだ人々とその子弟たちであった。

6. 「武夫擅政」、「武盛文衰」の時代

恭愍王十五年（1366）四月、辛吨が重用されて間もない時期のことである。上護軍金元命が都の市塵街の北に溝を掘った。これは術家の言に従って朝廷を圧するためのもので、「武盛文衰」を企図しての仕業であった。金元命は辛吨の一味で、八衛四十二都府の兵を掌握する地位にあった。また、台諫の文臣が辛吨らの奸悪を告発するのを恐れてのことでもあったという。『高麗史節要』は続けて史官尹紹宗の所感を記す。尹紹宗は前年十月に科挙及第した同時代の人である。「鄭仲夫が朝臣を尽滅し、文臣の朝廷における職務を限定した。この時から武夫が政を擅にし、祖宗の法は毀たれ、いまでは朝廷に読書する者がほとんどいないありさまに至った」⁵⁴。尹紹宗の史実認識が正しいか否かは別として、儒学を学んだ文臣たちの朝廷における地位が、必ずしも彼らの自尊心を満たすものではなかったようであり、対外的緊張の連続のなかで武人たちが権勢を握っていたことへの不満を伝えてくれる。

ただし、このときまでには、紅巾賊から開城を奪還した將帥たちのなかにも誅殺された者たちが多く、残っていた李龜寿、崔瑩らもまた辛吨に疎まれて流配されていたのである。武臣に

⁵¹ 『高麗史節要』、辛禡八年二月。

⁵² 『太祖実録』、(総書)、辛禡九年癸亥八月。

⁵³ 『経国大典』においても、永安道（成宗代における咸鏡道の呼称）出身者だけを対象とする親軍衛四十名が設けられている。二番一年ずつの服務とされ、番上中の二十名には全員に通児職の官位が授けられ、五十六日をもって加階とされている。功臣子孫ではないが、かつての李成桂麾下の軍士たちの子孫などが優遇されたのではないか。

⁵⁴ 『高麗史節要』、恭愍王十五年四月条。

とって処世が難しい時代だった。李成桂が、罪に問われることもなく東北面に勢力を拡大できたことは、綱渡りのような処世術が必要だったはずである。

李成桂の曾祖父である李椿は安辺以北から咸州までの地を根拠地にしたと伝えており、咸州は牧養に適した地であったと伝える。父である李子春のときに高麗に帰順し、双城摠管府を攻め落とすのに功績を挙げた。彼は恭愍王から屋敷地を与えられて京に暮らし、判軍器監事や西江兵馬使に任じられている。恭愍王十年（1361）春に朔方道万户兼兵馬使に任じられるが、台諫は李子春が東北面出身でその地の千戸であるのに兵馬使に任じて鎮守を委ねることに反対する上疏を上げている。そして李子春は故郷である東北面の和寧に戻って間もない四月に病死した⁵⁵。李椿が根拠地とし、牧養に適した地とされる咸州は、李成桂の生まれ育った地でもあるが、もともとは女真の地であった。睿宗二年（1107）に高麗の遠征軍が占領して城塞を築き、丁戸一千九百四十八を移したが、睿宗四年に城塞を放棄した後は女真の地となり、さらに元の地となって哈蘭府と称された。恭愍王五年に高麗が奪回した後には營を置き、江陵、慶尚、全羅などの軍馬を送り込んで防守させている⁵⁶。高麗に服属することを善しとしない女真族が移動した後は、戍兵を徴募できるほどの高麗人の民戸は現地には存在しなかったようだ。

李子春が没した年である恭愍王十年（1361）九月、李成桂二十七歳のときに初めて指揮官として出陣する。彼は金吾衛上將軍東北面上万户に任じられ、親兵千五百を率いて反逆した禿魯江万户朴儀とその一党を逃走先の江界で討ち果たした（禿魯江は現在の端川）。翌十一年の正月、紅巾賊が占領していた首都開城奪還戦では高麗軍は安祐以下の九元帥が率いる総勢二十万と号する兵力を動員するが、李成桂が率いたのは親兵二千人だけであった⁵⁷。しかし、彼らこそが李成桂に忠誠を誓う核心兵力なのである。彼らの多くは李成桂の父親の代から仕えるベテラン兵士たちであっただろう。この功績によって四月には上護軍東北面兵馬使に昇進している。七月には北元の瀋陽行省丞相を称する納哈出（ナガチュ）が、双城摠管趙小生⁵⁸らとともに北青、洪原まで侵入し、李成桂の本拠地である咸州をも伺う勢いを示した。咸州と洪原を結ぶ街道にて太祖との数次にわたる激戦の末に納哈出の軍は撤退した。これによって東北面は悉く平定されたという。

恭愍王十三年（1364）正月には、奇皇后が恭愍王に代えて徳興君塔思帖木兒（タサテムール）を高麗王に立てようと策し、遼陽省の兵一万を送った。その前年から元に在留する高麗人士の策動により元皇帝が徳興君を高麗王位につけたことが伝えられており、高麗は五月から守備の

⁵⁵ 桑野栄治『李成桂』（世界史リブレット、山川出版社、2015年、11頁）では、李子春の没年について、「太祖実録」巻一（総書）、『高麗史』、『高麗史節要』などの編纂史書は恭愍王十年四月とするが、同時代人である李穡が1387年に撰した「李公神道碑」ほかの金石文資料や王室の系譜である『塔源系譜紀略』では、その前年である恭愍王九年四月とする、と指摘する。一年間食い違う理由は不明である。没年が恭愍王九年であるならば、一年間の時間差は、急逝した父親の地位を息子李成桂が継承するまでに親族間に争いがあったことを隠し、李成桂が父親の地盤と地位を当然のごとくに引き継いだと強調したかったためと言えないだろうか。総書には、伯父李子興の子である李天桂（李成桂には従兄弟）が、李子春が没したとき自分こそが嫡嗣とっていて太祖を嫉み、陥れようと謀ったことが記されているからである。

⁵⁶ 『高麗史』巻五十八、地理三、咸州大都督府。

⁵⁷ 「太祖実録」、（総書）。

⁵⁸ 双城摠管府は、高宗四十五年（1258）に同地の兵馬使を殺害した趙暉と卓青が元に降伏して以来、元の直轄領になっていた。以後、双城摠管は趙氏、千戸は卓氏が世襲していた。恭愍王五年（1366）に柳仁雨と李子春により攻め落とされていたが、脱出した官員や将兵は依然として双城摠管府の官職を称していたのであろう。

ための軍を編制して西北面に派遣した。東北面には韓方信が都指揮使に、金貴が都兵馬使に任じられて和寧に軍を駐屯させている。また、連年の戦乱に起因して国庫は底をついており、費用捻出のために東班西班牙の添設職を販売したために工匠賤隷でも官職を授受されない者がなく、官爵はおおいに乱れたという。

鴨緑江方面に派遣された主力軍では、兵士の反乱が相次ぎ、軍士への食糧が不足して餓死者が出るなど、高麗側は戦わずして疲弊していた。年末に至り鴨緑江が氷結したためであろう、渡河して対岸に集結しているはずの徳興君の軍勢を討つように命令が下される。しかし、それが不可能なことを将帥たちは知っていた。夏から在陣しつづけて疲弊してしまった軍の実情を王に伝えて渡河攻撃は中止された。疲弊した軍士たちに渡河攻撃を命じたら、どんなことが起こるか危惧されたからである。最悪の場合、徳興君側に寝返ることまでもが予想されたのである。

このとき高麗王に擬せられた徳興君の出自について、恭愍王の祖父である忠宣王の庶子とする元側の認識にたいし、忠宣王の宮人が白文挙なる人物に嫁してから生まれた子であると述べ、高麗王家の血統ではないと反論している⁵⁹。鴨緑江渡河攻撃の中止と、高麗王が実は王氏の血筋ではないとの非難の組み合わせは、後日の李成桂による威化島回軍とその後の政局において再現される。

正月には徳興君の軍勢が渡河してきた。それに続く防禦戦闘で、義州を守る都指揮使安遇慶の奮戦などが伝えられるが、兵力に劣る西北面の高麗軍は敗退し安州まで後退する。この危機的事態に、崔瑩が精兵を率いて都巡慰使として出征し、李成桂もまた精騎一千を率いて西北面に参陣し、定州に陣を敷いた。他の将帥が後退を主張するなか、李成桂の部隊だけが敵と戦い徳興君の軍勢を敗退させたと伝える。この戦闘では李成桂麾下の老将二名の奮戦が記されるが、名前は伝わらない。父親の代からの家臣たちであろう。時を同じくして、李成桂の父子春の腹違いの妹（母は趙氏の女子、李成桂には叔母にあたる）の子である三善と三介（李成桂には従兄弟にあたる）が女真族を引き連れて東北面に侵入して咸州を落とした。東北面都指揮使韓方信らの軍が和州（和寧すなわち永興）に進んで防戦したが敗れて退いた。徳興君の西北面侵攻と符節を合わせての侵入だった。徳興君の軍勢を打ち破り東北面に取って返した李成桂は、鉄嶺から北上して反撃し、それに呼応した韓方信らとともに挟撃して三善らを駆逐した。元による組織的高麗侵攻はこれをもって終わった。そのころ、元の将帥であった趙武が孔州（慶源）で自立していたが、李成桂に攻められて帰服した（趙武は後に工曹典書に昇進した）。

元による組織的侵攻は終わったが、遼瀋草賊の侵入、水尺禾人による偽倭寇、倭寇の凶悪化⁶⁰、軍士の反乱など、中小規模の局地的戦闘は慢性的に発生していた。

元が大都を放棄した後である恭愍王十九年（1370）正月、東北面元帥に任じられていた李成桂は騎兵五千、歩兵一万を率いて黄草嶺、雪寒嶺を越え、鴨緑江の上流を渡河して今日の吉林省地域における元の残存勢力の掃討を行った。このとき、西北面元帥には知門下省事池竜寿が任じられており、江界方面と義州方面からの二方向侵攻作戦であったはずである。東寧府⁶¹の

⁵⁹ 『高麗史節要』恭愍王十二年（1373）、五月、六月、七月条。

⁶⁰ 『高麗史節要』禔王元年（1375）七月の記事では、それまでは倭寇は人を殺さなかった。しかし、全羅道元帥金先致が藤経光を謀殺しようとして失敗してから、倭寇は婦女、幼児も尽殺するようになったという。

⁶¹ 東寧府は元の西北面統治のために1270年の接収から90年の返還まで平壤に置かれた官府だった。『高麗史』などには、1290年以後、東寧府にかんする記事はないのだが、1370年、李成桂による鴨緑江北

官吏であった高麗人李原景（李吾魯帖木兒）、李天祐らと元の枢密院副使拜住（後に韓復と改名し高麗に仕える）など、多くの者が帰服し李成桂の麾下に入った。さらに同年十二月には李成桂と池竜寿がともに鴨緑江の下流である義州から船橋で渡河して遼東の要衝である遼陽攻略を目指した。かつて恭愍王に誅殺された奇撤の子奇賽因帖木兒は逃亡した。彼は元の北遷に随従せず、高麗への侵入と復讐を謀っていたとされる。高麗遠征軍は軍糧が尽きたために撤退したが、遼東における元の残存勢力は納哈出を除き、ほぼ一掃されたという。元の北遷から明の遼東進出のあいだ、元の設置した地方官署に所属していた官吏や将兵は、それぞれが生き延びることに必死だったのだ。情勢を観望していた女真人たちも高麗に帰服することを選び、達磨大、李豆蘭らがこのころに高麗に来投している。遼東は北元、明、高麗のあいだで権力の空白地帯と化していたのだ。この遠征により、高麗は遼河までが箕子朝鮮の領土であったとして、遼東領有権を宣言した。

かくして、東北面での数次の軍事行動や遼東遠征の過程で、東北面と鴨緑江対岸に割拠していた半自立勢力も帰服して李成桂麾下に入った。あくまで抵抗する者たちは追討された。さらに、恭愍王十八年（1369）に李成桂が東北面元帥知門下省事に任命⁶²されて以後、東北面をもっぱら担当する高級武官の任免は確認できず⁶³、おそらく李成桂の意のままに千戸などの中下級指揮官の任免が行われたとみてよい。東北面と鴨緑江対岸には、もはや武力をもって対抗できるほどの反李成桂勢力はいなくなったのである。さらに、恭愍王二十一年（1372）六月には根拠地である和寧の府尹を兼任⁶⁴することで、軍務だけでなく地方行政権をも掌握した。東北面は事実上、李成桂とその麾下将兵の勢力基盤と化したと言っても過言ではないだろう。同月には、倭寇が咸州を襲ったが、北青州万戸趙仁璧の伏兵がおおいにこれを破り斬首七十余級、との戦勝記事が載せられている⁶⁵。ここに名前が出た北青州万戸趙仁璧は、李成桂と同腹の女子と結婚している、すなわち李子春の娘婿である。東北面での重要拠点には、すでに李成桂の腹心と配下が配置されていたと見てよい。禡王元年（1375）に瀋王が高麗王位を要求して謀反人らとともに入国するとの情報があり、これを阻止するための将帥が北部各地域に任命された。このとき東北面元帥に任命されたのは密直副使に昇進していた趙仁璧であった。[表]に見た朔方道一万の兵力は、李成桂の腹心、配下によって常時掌握されていたのである。他の地域では有事に際して元帥、都元帥などが任じられ、自身の幕僚や直率兵力とともに地方で召集された兵士たちを率いて戦陣に臨んでいた。軍としての凝集力や将帥への信頼度は大きく異ったであろう。

岸地域への遠征とともにその名前が出てくる。推測であるが、1368年の元北遷以後、現在の吉林省あたりに残留した元の官員と将士らが、半自立勢力として東寧府を自称していたのではないか。

⁶² 『高麗史節要』、恭愍王十八年十二月条。

⁶³ 禡王元年（1375）に、北元に備えるために、賛成事池淵が西北面都元帥に、門下評理柳淵が東北面都元帥に任じられるが、辺境は平安であるとの報告を得て中止している。

⁶⁴ 『高麗史節要』、恭愍王二十一年六月条。

⁶⁵ 東北面の沿岸に出没する海賊も倭寇と総称されるが、実態は女真海賊であろう。この趙仁璧は、もともと双城摠管府で千戸を世襲していた趙氏の出である。趙氏一族は李成桂に従う者たちと敵対する者に分かれていた。

7. 軍糧確保問題の拡大

李成桂麾下の兵士たちは、本来、李成桂に臣従する私兵であったのだが、李成桂自身と配下の武人たちが官職を得ることで、国家的な軍事力に認定された。そして、兵を養うための手段もまた、すくなくとも戦時ないし臨戦体制下においては、国家から軍餉を支給される存在になる。これは当時の他の将帥らも同じであった。

平時において、兵士たちの多くは農業経営者でもあるので、出身地近くに駐屯している限り、食糧を自弁させることが可能である。しかし、長期にわたる軍事行動や遠隔地の城塞警備に従事する場合には、糧食を補給する輜重部隊による追送が必須になる。また多数の兵士を長期間にわたって臨戦態勢において服務させるには、組織的な軍糧の供給が不可欠である。軍糧の重要性は李成桂のたびたび強調するところであった。食糧のない軍隊では戦えないことは言うまでもないことである。恭愍王代における対外的緊張と戦乱の頻発は、兵士の徴募もさりながら、軍糧確保が重要な政策課題に浮上していた。

軍糧確保策は士卒による屯田運営と他財源からの流用から開始される。恭愍王五年（1356）に時間を戻そう。この年五月に恭愍王は奇撤一党を処断し、鴨緑江以西の駅路攻撃と双城總管府奪還を目的として西北面兵馬使と東北面兵馬使を任命した。東北面での戦闘は七月にずれこむが、その前である六月に、恭愍王は軍糧確保のために、賜給田と称してそれまで奇撤らの権勢家と征東行省などが有していた田土人民を回収し士卒に屯田させること、外方州県における廢寺の寺田で官の公用に流用していた田租はすべて軍糧に給することを指示している⁶⁶。同年十一月に西北面都元帥廉悌臣の上疏では、要害の地点には精銳を分屯させ、その余の兵士は安州などの後方で屯田させれば、軍糧輸送の労が省けると提案している。さらに続けて、夏に動員された兵士たちが、冬になっても衣類がなくて困窮していると述べ、半年を一期とする番上制の実施を求めた⁶⁷。彼らは夏五月に徴募されて西北面の戦闘に従事し、そのまま守備につき、冬の厳寒を迎えていたのであった。

翌年には京城に城郭を設ける工事が開始され、倭寇対策として漕運の倉には城郭を築くようにした。しかし十一月には遼瀋から紅巾賊に追われた難民二千三百戸余りが西北面に流入し、続いて紅巾賊の先鋒が鴨緑江を越えて侵入した。この紅巾賊の団は華北攻略を狙って山東から北上した紅巾の軍勢であったが、元軍によって退路を塞がれ、流賊化して高麗への侵入を謀る一団であった。元の衰えは、恭愍王による親元派の誅殺と、西北面、東北面からの元勢力駆逐を可能にしたのだが、中国本土内での反元反乱勢力も拡大させており、高麗もその余波に巻き込まれたのである。紅巾賊の侵入を阻止するために、諸司の吏胥までも徴発して西北面軍士に充て、寺院の人と馬も徴発した。さらには僧兵⁶⁸も前線に送られた。高麗は動員可能な人員と食糧を総動員して防衛につき込んだわけであり、いわば国家としての臨戦体制を強化してい

⁶⁶ 『高麗史』兵志二、屯田、恭愍王五年六月。

⁶⁷ 『高麗史節要』、恭愍王五年（1356）、十一月。

⁶⁸ 高麗の大寺院は、製紙、絵画作成、木材加工、石材加工、瓦などの焼成、木版彫刻、鑄造、さらには建築など、仏事と寺院経営に必要とされるさまざまな工業技術を寺内に保有していた。また、それらを運用するために宝と称される基金を有していた。宝は米・布・田土などの寄進によって形成されたものであるが、それを貸し付けるなどして得た運用益が仏事費用や寺院の経営財源、無償の救恤などの財源とされた。それらを盗賊などから守るために、下級僧侶や寺奴などを武装させ僧兵として用いていた。

く。翌年の正月から二月にかけて西京（平壤）と鴨緑江のあいだの各地で激戦が続き、いったんは紅巾賊を疆外に駆逐した（第一次侵入）。

恭愍王十年（1361）十月に始まる第二次侵入では、紅巾賊は十万余の兵力と号した。実数はその半数以下であろう。それでも、首都開城は陥落し、恭愍王は福州（安東）まで避難せざるを得なかった。十一年正月における開城奪還戦では李成桂は二千の兵を率いたが、この程度の兵員を動員できる武人の長が万户と認定され、兵馬使などの官職を授与されることで、麾下の兵士たちもまた国家的な武力と公認されたのである。兵士百人余りを動員できれば千戸と称され、複数の千戸を麾下に置いて自らの手勢を加えて兵士一千人余りを動員できれば万户なのである。この千戸や万户のような在地の武装集団を正規軍に組み込み、彼らに官職を授与することで位階と秩序、さらに命令と統属関係を確立し、そのような武力を組織化して国家権力に従属させたのが恭愍王、さらに禡王代の武力である。そして、必要に応じて元帥などに任じられた将師が派遣され、一軍を指揮した。降伏した敵将や敵兵をそのまま自分の麾下に入れてしまうことができたのは、この時期の武力集団が率いる長への個人的な忠誠関係を基盤として成立した、限りなく私的な武力の性格を帯びたものだったからである。あるいは逆に、元帥や巡問使などに任じられて他の武力集団を統率する機会を得た者は、その中から見どころのある者を引き抜いて自分の配下とし、直属の部下として用いることがあった。李成桂自身もそのようなことを行ったようである。開国功臣でもある趙英茂について、「英茂は、東北面の侍衛軍から抜擢して甲士の牌頭にしてやったから、位は宰相に至り開国功臣に列せられたのだ」⁶⁹と罵っている。

元帥は都城防衛、各道防衛にそれぞれ数名ずつが任命されていたが、彼らは将兵の指揮権だけでなく、兵士の徴募や兵籍もまた彼らが管理するようになっていた。「太祖実録」には、「高麗末には官が兵士の籍を作らず、諸将がそれぞれに人民を占有して兵士とした。それを牌記と号した」との記事が、禡王八年の記事の直前に入れられている。諸将の権限が拡大したのは、おそらく禡王代のことであったのだろう。そして官すなわち中央権力が兵籍を把握していない兵士だから、私兵と呼ばれるのである。相次ぐ戦乱のなかで、国家権力は田土と人民の実情をきちんと把握できなくなっていた。モンゴル統治の下で東北面には女真族その他の武装集団が百戸・千戸の名で公的兵力として組織されていたが、中南部の諸地域でも兵馬使らの下で自衛的武装化が進められ、募兵の母体に成長していたようだ。慶尚道・全羅道の騎兵は地方小土豪や富裕な農民などの武装化の結果であろう。ただし東北面のような精兵であったのかは怪しいところである。朝鮮初においても甲士だけでなく、正兵、騎船軍などの番上軍士たちさえも兵器や武具を自弁していたことを想起していただきたい。

他方、崔瑩、邊安烈のような上級将帥は、指揮命令、連絡、兵站管理、兵士徴募などの諸業務を行うための幕僚をつねにスタッフとして抱えていた。彼らは、この幕僚や士卒が意に副わぬ時は、罵るばかりか棒で殴ったという。常設の幕僚組織がなければ、兵を徴募して軍籍を管理し、部隊を移動させ、軍糧を確保するなどの軍政業務は、とうてい不可能なのである。李成桂は幕僚や士卒を殴らず、言葉遣いも丁寧であったので、彼の麾下に入ることを望む者が多かったと伝える。幕僚や士卒が仕える将帥を選ぶのである。幕僚たちもまた、百戸や千戸であって自前の小部隊を有していればこそ、そのようなことを望めたのであろう。

⁶⁹「定宗実録」、定宗二年七月乙丑（2日）条。牌頭というのは、甲士の一隊を率いる指揮官である。兵士名簿である牌記に記される頭なので、牌頭なのであろう。

しかし、このような兵力を常時維持するにはたいへんな費用が必要である。すでに見たように、その手段が屯田であり、戍兵や余裕のある民戸に穀物栽培させて軍糧に充て、現地調達することによって軍糧輸送の労が省けるはずであった。しかし、禡王元年（1365）年の記事では、家戸屯田なる方式が禁止されている。これは各戸に種子を配分して豊凶を問わずに軍糧として一定の収穫物を徴収するものであった⁷⁰。兵士自らが屯田を耕作したのではなかった。

さらに禡王代には納粟補官、職階に応じて米を出させる品米などを軍糧に充てるに至った。それでも各地で中小の戦闘が慢性的に発生している状況下では、緊急対応できる常備兵力が必要であり、そのための経費が捻出されねばならない。納粟補官、品米などで確保した軍糧は、参陣する将兵への一時しのぎにすぎない。

そもそも前近代社会において、運輸、通信などの交通・流通手段が未発達な状態において、国内の官僚組織ないしは軍隊を給養する手段として、赴任地ないし駐屯地から得られる税収の一部ないし全部を分け与えることは、世界史的に見られる史実である。比較的少数の人間が赴任する場合には当該地方の税収の一部を分け与えることで給養可能だが、大勢の兵士を含む軍隊を給養するには、当該地方の税収の多くを彼らに与えざるを得ないことが発生する。さらに、当初は税収の一部に限定されたとしても、戦乱の継続、軍士の増強などに起因して、税収のほとんどが彼ら武人たちのもとに帰してしまう結果になることは容易に起こりうる事態である。

高麗末期において、軍事力の維持と増強が重要課題になるとともに、その給養維持もまた政策課題になった。動員される兵士の数もまた急速に拡大していた。結局、一時しのぎの便法ではなく、公私田からの田租、田税を、恒久的に軍餉に充てるほかになかった。関連する記事を並べておこう。

① 禡王元年（1375）九月、諸寺の田租を取り、以て軍費に充てた⁷¹。

この時点では、寺田の田租を軍費に一時的に転用している。恭愍王のときは廃寺の寺田だったが、もはや廃寺という限定は外されてしまう。寺田の田租は、寺田そのものが広がったことに加え、官司や個人に給せられた田地に比べ、さほどの痛みも感じずに比較的転用しやすかったのかもしれない。

② 十月、北元に備えて諸軍は久しく北界に駐屯していた。北界には以前は私田が無かったので、官が収租して以て軍糧に充てた。後に勢家が争って土地を占有して私田とした。そのために軍糧の供給が続かなくなった。そこで軍は民から直接軍糧を取り立てた。民は之をたいへんに苦とした。安州以北がもっともその害を受けた⁷²。

西北界では私田が無かったので、官が民田（公田）から収租し、それを軍糧として支給していた。しかし私田が増えて官が収租できる田土が減少してしまったため、軍が民から直接軍糧を徴収していると伝える。空腹をかかえた軍士たちが近隣の民戸から食糧を徴発したのである。それが平穏な過程であったはずがない。

この記事は『高麗史』のものだが、実は『高麗史節要』の同年同月である辛禡元年十月の記事では、これとは異なる事情が伝えられている。「諸軍が久しく留まったので軍糧が続かなくなり、民から軍糧を取った。民はこれに甚だ苦しんだ。安州以北がもっともその害を受けた」。ここでは私田のことは触れられていない。むしろ、『高麗史節要』の記事が本来のものであ

⁷⁰ 『高麗史』 卷三十六、兵二、屯田条。辛禡元年二月。

⁷¹ 同上書、辛禡元年九月。

⁷² 同上書、辛禡元年十月。

て、『高麗史』の記事は後から私田の弊を強調するために、私田に関する句節を挿入した可能性がある。そもそも安州以北、すなわち現在の平安北道に相当する北辺の地にたいして、南部からの軍糧輸送が困難なことは納得できよう。すでに見たように廉悌臣の献言でも、安州以南に屯田させるとの策であった。朝鮮時代においても平壤以北は陸路交通が主である。逆に、安州以北に私田を得たとしても、取り立てた田租を私田主のもとに運びようがないのである。また、国境ちかくのしばしば戦場となった地域に私田を得ようするだろうか。④に見るように、都開城に居住する権勢家にとって、取り立てた田租を開城に運送することが不可欠だった。その手段は田税同様、水運による。在るはずもない私田の弊をあえて加筆したのは、『高麗史』編者による作為であろう。確かなのは、駐屯していた軍が直接に民から軍糧を徴収し、それが民にとって甚だ苦痛であった、ということである。

- ③ 禡王二年閏九月、司憲府が申し上げた。戦乱と旱害が連年継続しているので、軍食が枯渇しています。功臣田租の三分の一、寺社田は二分の一、両殿所属の宮司田と科斂の外、余剰はすべて軍需に充てることを請います。之に従え⁷³。

この記事では、私田である功臣田や寺社田までもが軍糧徴収の対象となったことが述べられる。王室用の田土を除き、功臣田や寺社田からも軍糧を供出させたのである。

- ④ 三年三月、崔瑩が禡に言った。喬桐島と江華島は、倭賊を防ぐ地です。両所の土田からの収穫は皆兼併の家門に入っています。私に費やしてしまうことに何の益があるでしょうか。摩尼山壘城祭田と府官禄俸のための田だけを除いた余りの田は、みな軍簿に入れて之を徴収し、かつ両所に貯蔵の窖（穴倉）を設置して糧餉を備蓄します。禡はこれに従った⁷⁴。

ここでは、首都開城に近い軍事的要衝である喬桐島と江華島に存在している私田を軍糧用の田土として没収し、その収入を軍餉のために備蓄することが認められている。③の記事と併せると、私田もまた軍糧徴集の対象となっただけでなく、所によっては田土それ自体が軍の管理下に移されて、軍で収租するにいたったことを伝えている。両島とも水運で開城に至近の位置にあった。首都防衛のためには、私田もまたためらうことなく没収されたのである。

- ⑤ [禡王九年（1383）] 師旅の命は糧餉に関わっています。（中略）この道〔東北面〕の兵は、昔は慶尚・江陵・交州の穀物を漕運して支給していました。今は道内の地税でそれに代えています。近年は水害と旱害で公私ともに窮乏しております。加えて、遊手の僧や無頼の人が、仏事にかこついたり、権勢家の書状を得て州郡にやってきて、斗米や尺布を貸し付けて、一石や一丈を取り立てます。これを反同と呼びますが、借財を徴収するような有様です。また、諸衙門、諸元帥の派遣する人が群れをなして食物を出させてあちこち移動しています。皮膚を剥ぎ骨を砕くようなものです。民はその苦に耐えられず、土地を捨てて流亡する者が十に八九であり、軍の糧餉の出るどころがありません⁷⁵。

これは東北面にかんする李成桂の「安辺之策」の一部である。恭愍王五年の咸州奪還後に慶尚・江陵などの軍馬を送って警備させたことはすでに見たところだが、その関係で軍糧もまた漕運されたのであろう。しかし、そのような漕運が途絶えたために、道内の地税が軍糧に充て

⁷³ 同上書、辛禡二年閏九月。

⁷⁴ 同上書、辛禡三年三月。

⁷⁵ 『高麗史節要』、辛禡九年、九月。李成桂が献言した安辺之策。

られていることが分かる。すでに地税すなわち田税は軍糧に流用されていた。この措置は李成桂の采配なのであろう。ここでは田税の軍糧への流用は問題にさえならない。

ここには私田兼併にかんする記事がないが、その代わりに反同が行われたようだ。東北面は、朝鮮開創後においても、田税のソウルへの漕運が行われなかった地域である。そんな僻地には私田は設定されなかったのだ。その代りとして元帥の職にある者が部下の軍士を派遣して民から直接に規定外の食糧を取り立てている実情が伝えられる。兵士が直接民戸から軍糧を徴発することは、すでに挙げた③の措置に一応の根拠があったとみてよい。

しかし、諸衙門・諸元帥による食糧徴発の記述が本当に東北面のことであるのか、やや疑わしい。その前年に李成桂は東北面都指揮使にも任じられているので、他地域の元帥が東北面に士卒を送って軍餉を調達させることは、制度上も李成桂との力関係の面でも事実上できなかったであろう。また、東北面で最重要な和寧の府尹もまた彼が兼任していたはずである。諸衙門・諸元帥による徴収の部分は他地域の実情を添加したものと見るのが適切と考える。むしろ彼の献策の本意はその後に述べる恭愍王五年（「先王丙申之教」）に定めた「三家為一戸、統以百戸、統主隸於帥營」という軍の将帥による民戸の把握を全国で実施することにあつたと見られる。百戸を束ねて千戸、千戸を束ねて万戸という軍政と民政が一体化した統治方式は、もともとモンゴルのやり方であり、千戸・万戸という把握方式は代々東北面に基盤を有していた李成桂の一門が公式的ではなくとも、事実上は実施していたと考えられるからである。その方式を全国化するならば、軍が高麗全土の人民を掌握することを意味するであろう⁷⁶。

⑥ [禡王九年 (1383)] 十月、宰輔曹敏修らが耆老宰輔と協議した。諸々の賜給田・口分田・各寺社田は皆すべて属公し、その租を悉く収して以て軍国の需に備えよ⁷⁷。

この記事では、賜給田をはじめとする私田をすべて没収し、その田租を軍と官の需要に充てよとの議論である。賜給田は国王の側近や寵臣に与えられた田土で、私田の代表格といってもよい。それさえも没収すべきことを、曹敏修をはじめとする宰枢たちが考えていたと伝える。さすがに実施はできなかったようだ。とはいえ、そのようなことが論議され、一応は決定されていたことに留意しておきたい。禡王代における明との緊張した外交関係、各地に間断なく発生する「倭寇」襲来という臨戦体制の継続は、私田の強制的な属公という極端な手段までも政府中枢に想定させていたということである。三分の一を徴収などという余裕は、もはやなくなっていた。私田はもはや手を付けられない聖域ではなくなっていた。

⑦ [禡王] 十三年十一月、私田の半租を徴収し、以て軍餉に備えることを命じた⁷⁸。

ここでは、私田の田租の半分を軍糧に流用することが認められた。私田の多くは権勢家が有しているものであるので、郡県の守令などが随意に立ち入って取租できるような田地ではない。誰が敢てそのような私田の租の半分を徴収できるだろうか。それが可能なのは、私田主と同等の官爵を有する武人、すなわち元帥などに任じられた高級武官たちが、麾下の将兵を現地に派遣して直接に耕作者たちから田租を徴収する以外になかったと思われる。⑤に描かれていたような、すでになし崩的に進行していた武人による田税の軍糧としての徴発を全国的に追認すると同時に、私田については、できれば半分までに止めてほしいという制限を設けたと見るべきだろう。

⁷⁶ もしそうなれば、朝鮮社会は封建的な統治体制の国家へと変貌していったかもしれない。

⁷⁷ 『高麗史』卷三十六、兵二、屯田条。辛禡九年十月。

⁷⁸ 同上書、辛禡十三年十一月。

これと同じ十三年十一月に出された命令として、『高麗史』には、やや異なる内容の記事が載せられている。「時散の品秩に応じて各人が軍糧を供出し、かつ、中外の両班の田地を減じて以て軍須を補うことを命ずる」。こちらでは私田の半租ではなく、中央と地方にある両班(官僚)たちが所有する田地を削って軍需に充てよとの命令である。二つの命令を矛盾なく理解しようとするなら、半租に相当する広さ、すなわち田地の半分を軍需用に没収するということになる。従来からの土地にたいする所有権ないし収租権は、臨戦状態のなかで、武人たちによって踏みにじられてしまったことになる。

- ⑧ 土地を兼併している家の収租の徒は、兵馬使・副使・判官を称し、別座とも称して従者数十人、騎馬数十匹をもって郡県の守令を陵轢し、道の按廉使を摧折する。彼らの飲食は流れるごとくで、厨房費は破綻します。秋から夏まで群れを成して横行し暴力を縦にするので、侵掠することは盗賊に倍します[略]。新米を先に納めさせ、綿・麻の布を脚銭とし、榛・栗・棗・干し肉などを抑買します。田租の十倍を徴収するので、田租を納める前に家の中は空です⁷⁹。

これは威化島回軍後の記事であり、田制の改編を主張する趙浚の上書の一部である。よく知られた文でもあり、「近年兼併尤甚、姦兇之党、跨州包郡、山川為標」の句節で私田兼併の弊を訴えたものと解釈されてきた。だが、それに続くこの文をよく読めば、実は私田兼併の弊を描写してはいない。原文では「兼併之家、収租之徒、称兵馬使・副使・判官、或称別座、従者数十人、騎馬数十匹」であるが、収租のために派遣されたと挙げられた者たちが地方武官職である兵馬使、副使、判官を称していることに注意したい。同時期に実際に兼併之家が私田の所在する現地に送り込んでいたのは、史料で確認できる範囲では、奴なのである⁸⁰。けっして地方武官たちではない。この部分は⑦に示した事態、すなわち私田の半租を軍餉として徴収する現場、あるいは軍需のための田地として土地を強奪する現場で起きていることを活写しているのだ。臨戦体制下の⑦で、私田の租の半分を軍糧として徴集する権利を公認された高級武官たちが、権門の有する私田も、国庫に田租を納める民田も、いちいち区別することなしに、それぞれが勝手に軍餉徴収の縄張りを定め(「跨州包郡、山川為標」)、そこに麾下の武人たちを送り込み、数十もの騎馬兵という圧倒的な暴力で威嚇しながら軍糧を徴発し、それを飲み食いし、のみならず堅果や干し肉などの備蓄物資を調達している姿を描いているのである。そして一カ所を奪い尽くすと、他の場所へと各地を横行するのである。このような振る舞いは⑤に記された諸衙門・諸元帥の派遣する者たちと同じ行動であることにも注意したい。両者はともに武人

⁷⁹ 『高麗史節要』、辛昌即位年(1388)、七月、大司憲趙浚等上書。

⁸⁰ 兼併の家が他人の田土を奪うために配下として使ったのは奴であった。禍王代におけるいくつかの事例を『高麗史節要』から挙げておく。「時李仁任・林堅味・廉興邦、縦其惡奴、人有良田、率以水青木杖、而奪之、其主、雖有公家文券、莫敢與辨」、辛禱十一年十一月。「三司左使廉興邦・判密直司事崔濂、両家奴居富平者、恃勢恣横、府使周彦邦遣吏簽軍、奴等殿之濱死、彦邦持四道都指揮使發軍牒、親其家、奴輩又殿彦邦」、辛禱十二年五月。「前密直副使趙胖、斬廉興邦家奴李光于白州、初光奪胖田、胖乞哀於興邦、興邦歸之、光又奪其田凌辱之、胖詣光哀請、光益縱虐、胖不勝憤、以數十騎、圍斬之、火其家」、辛禱十三年十二月(白州は現在の黄海道延白郡白川)。「胖曰、六七貪婪宰相、縦奴四方、奪人田民、戕虐百姓、是大賊也」、辛禱十四年正月。「置田民辨正都監、考覈堅味等奪占田民、分遣安撫使于諸道、取捕堅味等家臣惡奴、誅之凡千余人、並沒財産」、辛禱十四年正月。奴である彼らが、兵馬使をはじめとする地方武官職を授与されていたとは考えがたい。また林堅味の事例が示すように、兼併された田土は各地に散在しており、「跨州包郡、山川為標」というような大規模一円支配の方式ではなかった。具体的な地名として出てきた富平・白州は、ともに開城からは遠くなく、水運の便もあり田租の運搬も容易なところである。④に挙げられた喬桐・江華もまた同様である。開城に暮らす世襲的な宰執たちにとって、交通運送の便がよいところこそが垂涎の地であったはずである。

による軍糧徴発ないし取租の実態なのであった。趙浚はそれを知りつつ、あえてすりかえて私田兼併の弊の実態として述べたのである。もし、このような取租の光景が私田での私田主による取租であるならば、その後さらに田租を納める必要はないはずである。そこに大きな矛盾がある。その点からも、この暴力的な取租の光景は、私田における私田主の配下による取租を描いたものではないことが分かる。

権門勢家の保有する私田でさえ、武人たちにかかれば苦も無く蹂躪されてしまうのであれば、後ろ盾のない民田がどのようなようであったかは、言うまでもないだろう。臨戦体制が継続するなかで武人の横暴に曝された人々は、藁をもすがる思いで保護を求めて有力者の私田に認定してもらい他に対抗手段はなかったのである。「私田兼併之弊」とは、そのようにして禍王代に入るころから急激に進行した貴顕への土地集中なのである。

威化島回軍後の政治状況では、武人たちによる暴力的な取奪を批判することは絶対にできなかった。暴力による威嚇とは、武人たちの職業の本質でもある。武人とは、憎しみや激情に駆られてではなく、職務として冷静かつ効率的に人を殺傷できる技能者でもある。主従制的な絆によって私的に組織されていた暴力を、戦時状態が継続するなかで公的な武力として公認し、体制に組み込もうとしたのだが、結果として国家が十分に統御できない武力集団を内に抱え込んでしまったのである。紅巾、北元、「倭寇」のような外賊の侵入もまた高麗を荒廃させたのだが、禍王代における明との緊張関係に起因する臨戦状態の継続は、軍糧調達というそれまでにはなかった国内問題を作り出してしまい、彼ら武人たちに直接的な徴税をなし崩しに認めてしまったことで、高麗社会はいつそう疲弊していく。私田兼併の弊などというものは、副次的な問題なのであり、武人たちの横暴な振る舞いの責を転嫁するための口実なのだ。

⑨ 昌が命じた。私田の租をすべて公に収するならば朝臣たちは必ず食にも事欠くことになる。しばらくは其の租を半収して以て国用に充てよ⁸¹。

禍王末年にはじまった武人たちによる私田にたいする直接的な半分の取租が、暴力的で無秩序であることは分かっていたのだ。しかし昌王を担いだ者たちもまた明との緊張関係が継続している以上、現状を追認せざるをえなかった。回軍後には、私田の租のすべてを国用と軍餉に充てよ、という極論すらあったのではないか。⑥で私田の属公をはやくに主張した曹敏修は昌王を担いだ。彼は左軍都統使として右軍都統使李成桂とともに威化島回軍を実行したもう一人の主人公なのである。しかし、すべての私田を取公してしまったら、朝臣達も食べていけないだろう。全部の私田を取り上げてよいのだが、半分の租は残してやろうという恩情を示したのだ。その直前には李成桂が中外軍事の権をすべて掌握している。この国用とは、李成桂に従う将兵たちに支給される軍餉に他ならないはずである。冷静かつ統制された暴力の行使、また暴力の行使を暗示することで相手の抵抗意思を奪うこと、それらこそが武力の本質なのだ。さらに、威嚇と恩情を交互に示すことで人を服従させるのは、古今を問わない政治術である。恭愍王以来、外敵に向けるために集められ強化されてきた武力が、いまや内に向けて行使される事態に陥ったわけである。

周知のように、威化島回軍による政権掌握後、李成桂は最大最強の武力集団を背景にすることで国王を廃立する。そもそもの発端であった遼東遠征に出陣する将兵は、八道都統使崔瑩以下、左軍都統使曹敏修のもとに九人の元帥、右軍都統使李成桂のもとには十三人の元帥を属させていた。さらに八道都統使崔瑩の直属兵力として六元帥が充てられたが、崔瑩自身が出陣し

⁸¹ 『高麗史節要』、辛昌即位年（1388）、八月。

なかったため、六元帥とその兵は左軍と右軍に配属された。総動員して集めた将兵は左右軍を合わせて38,830名と記録されているので（加えて「僣」すなわち従僕や輜重その他の軍士には数えられない人員が11,634名）、李成桂の指揮する右軍兵力は二万名程度であったと見られる。それでも、出陣にさいしては右軍だけで十万と号した⁸²。合わせて二十八人も元帥が参陣しており、一人の元帥が直接率いる将兵は一千から二千名程度と推定できる。とはいえ、李成桂の腹違いの兄李元珪、李成桂の麾下である李豆蘭らも元帥として参加しており、李成桂とその一党の意思を無視しては、そもそも軍として機能できなかったものと思われる。

回軍後には崔瑩を処刑し、次には、ともに回軍した左軍都統使曹敏修を失脚させた。かくして高麗全土に及ぶ軍事指揮権を李成桂ただ一人が掌握する。彼に忠誠を誓う武将たちを武官、文官の要職に進出させ、彼に同調する文官をも要所に布置した。禡王とその子昌王は恭愍王の血筋ではないという突拍子もない主張（実際は徳興君にたいする忠宣王血統否認論の焼き直し）が公になったとき、正面からその異常さを指摘できる者は、もはや誰もいなかった⁸³。また、それぞれの王を廃する度に、彼らの側近や擁立に加担した者たちもまた容赦なく粛清された。

高麗末の政治過程が、李成桂の保有した軍勢力と暴力の行使を度外視しては語れないことについて、異論はないはずである。恭讓王のもとで最後の抵抗勢力として台諫の言論によって李成桂とその一党の失脚を謀った鄭夢周は、白昼の路上にて李芳遠配下の武士たちの手でみせしめとしてなぶり殺しにされた。鄭夢周に同調した気骨ある台諫官吏たちも流配地やその途上で悲惨な最期を遂げた（訊問を口実にはほとんどが杖殺されたが、その責任は鄭道伝の個人的悪意にあったとされた）。即位後に彼らを流配に処した李成桂は、自分はもう殺人を嗜まないと述べたと伝えるが、もはや決着がついていたからである。「太祖実録」の編纂が太宗の手になる以上、王朝開創までの最後の抵抗勢力を倒した太宗李芳遠の行動は、鄭夢周殺害にたいする一抹の悔恨とともに、父と家門のための果敢な決断と行動の例として記録される。危機が大きいほど、それを乗り越えた太宗の功績もまた大きくなる。文官一人を始末することなど、彼らにとってはいともたやすい任務である。それを白昼に都の街路上で衆人環視の中、乗馬を一撃され落馬して逃げまわる男を馬で追いまわし、最後には頭を鉄槌で打ち砕くという残虐な手法で実施したことに意味があったのだ。勝者は正義を独占し、大義名分は後から考案されればよい。

科田法では十結ないし五結の軍田が個人に給されるのだが、それが通常の科田とは異なって当初は田租徴収の対象であったことは、李成桂麾下の武人たちへの恩賞として田地それ自体が給されることで、軍糧問題の解決が図られたことを意味するのであろう。そして、武人たちが敬仰する将師を新政権の君主に推戴するよりほかに、武人たちの得心できる政治的着地点はもはや在りえなかったはずである。明との緊張が徹底した事大と臣従の姿勢を示すことで外交的に決着し、倭寇が硬軟両様の対応で終息した後には、武人が活躍する場は限られていった。世宗による女真への攻勢、甲士など中央軍の増強は、武人によって創始された朝鮮王朝の武威を輝かせた最後となった。そして、朝鮮王朝は文の国であるとの自己認識へと落ちていく。

⁸² 『高麗史節要』、辛禡十四年（1388）、四月丙辰、壬戌条。

⁸³ 禡王・昌王が本当は恭愍王の血筋であったとする伝承は、けっして口外してはならない禁忌として語り継がれていく。18世紀に作られた李重煥『扱里志』（『八域志』）には、その民間伝承が採録されている。高麗太祖王建は竜王の血を引いており、そのため代々脇の下に竜の鱗があった。処刑に臨んだ禡は、処刑人に、脇の下の竜の鱗を示して王氏の血筋であることを明らかにした、というものである。他方、崔瑩もまた多くの巫堂に神として祀られた。文筆とは無縁な人々が李成桂による奪権をどのように見たのかを示すものである。

むすびにかえて

本稿では、朝鮮初期の甲士についての考察から筆を起こした。甲士はほんらい甲冑に身を固めた重装の騎馬弓兵であったことを明らかにした。そして、そのような職業的な軍士たちがどのような社会的経済的土壌から生まれたのかを論じた。さらに、高麗末の対外的緊張と戦乱の頻発が、武装を自弁して私的に組織された武力を公的、国家的な武力へと編制することで、高麗末の軍制が運用されていたこと、それと同時に発生した軍糧確保問題が、臨戦体制が継続するなかで、武人たちによる暴力的な軍糧徴発を横行させるにいたり、高麗社会を疲弊させたという仮説的見通しを提示した。私田兼併の弊は、武人による篡奪を覆い隠すために、『高麗史』などの編者らによって意図的に強調された副次的、現象的な問題と見るべきであろう。

朝鮮王朝が文を表に立て、儒を尊崇する立場を取ったのは、非歴史的な言い方になってしまっただけで恐縮なのだが、高麗末に膨れ上がり、飼いなすことが困難となってしまった武を、ふたたび国家的な管理の下で飼育された従順な存在に戻すために不可欠な政策だったのだ。

二百年余りも続いたと史官の筆によって記された「武夫擅政」を終わらせるには、どこまでも文である儒を掲げた統治が求められたのである。そして東北面ほどには尚武の気風に満ちていなかった慶尚道と忠清道の騎兵たちは、嶺南や湖西の儒林へと生まれ変わっていく。

An Essay on the Military during the Period between the End of Goryeo and Beginning of Joseon

SUKAWA Hidenori

The Joseon dynasty is known as a kingdom that followed Confucianism as national policy and emphasized literature. The leader of the new dynasty, Yi Seong-gye 李成桂, however, was a warrior and many of the people involved in the foundation of the dynasty were also warriors.

This article first describes Gapsa 甲士, the royal guards and elite troop directly led by Yi Seong-gye, in view of the condition of the early Joseon dynasty. They were horse archers wearing armor and highly specialized soldiers, who would prepare armor, arms, and horses for themselves and train themselves to improve their equestrian archery techniques. The heavy-armed cavalry archer troop was also the key arm in the combat against Mongolia, Jurchen 女真, and other enemies. The military under the command of Yi Seong-gye was armed forces approved as national army, who were Jurchen Mingghan 千戶, surrendered soldiers, and other groups subordinated by Yi Seong-gye and given official ranks and posts in exchange for loyalty to Yi Seong-gye while maintaining Hamgyong Province as its home. All military leaders at the end of the Goryeo period had such armed forces under their command and control over the recruitment of soldiers and management of military register. Such soldiers are called private soldiers. Meanwhile, there certainly were people who valued military arts and aspired to becoming a warrior.

Towards the end of the Goryeo period, King Gongmin of Goryeo 恭愍王代 and King U of Goryeo 禡王代 continued their chronic battle against Wokou 倭寇 in addition to the rebellion of Red Turban Traitors 紅巾賊 and invasion of the Yuan. Further, the military tension with the Ming dynasty over the control of the Liaodong Peninsula prolonged the preservation of standing forces and continuation of preparedness for war. King U of Goryeo had to use rice field taxes collected from farmers with various fields to secure provisions and eventually officially approved officers' direct requisition for provisions. Private fields were also subject to the requisition for provisions up to a half of field taxes. Some of the accounts of the harmful effect of the annexation of private fields at the end of the Goryeo period were used to replace violent requisition for provisions committed by cavalry or added with false descriptions of private fields.

The chronic violence committed by warriors exhausted the Goryeo society. The establishment of the Joseon dynasty by warriors and education provided by civil servants were the only ways to end the chronic violence.